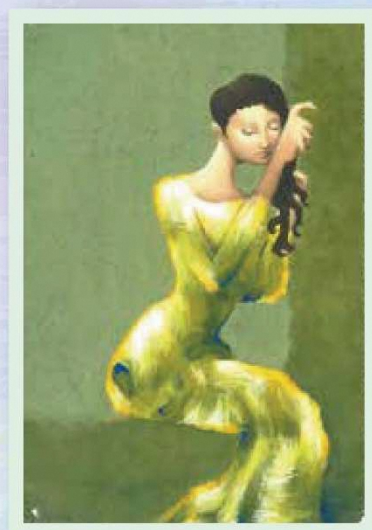
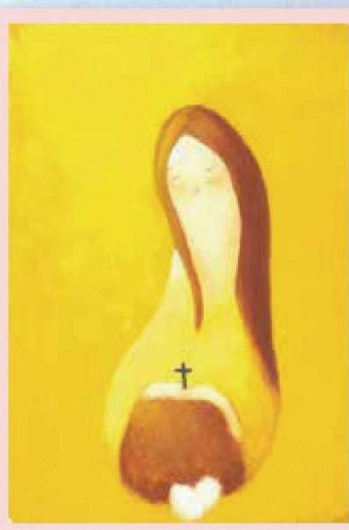
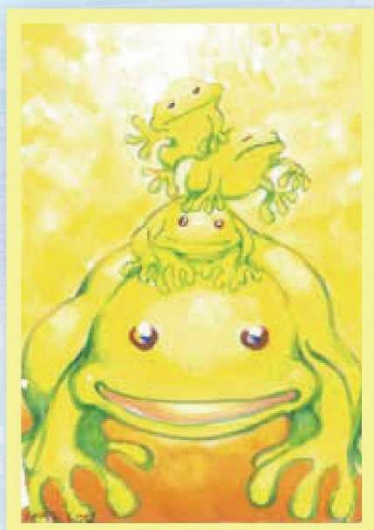


宜野湾市第7期障がい福祉計画及び 宜野湾市第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



作品提供：宜野湾市地域活動支援センター

令和6年3月
沖縄県 宜野湾市

※障がいの表記について

本計画では、「障害」の「害」の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞については、「害」の字を使用しています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 計画の法的根拠	2
4. 計画の位置づけ	6
5. 基本理念及びめざす姿	7
6. 計画の期間	8
7. サービス等見込量について	8

第2章 第7期障がい福祉計画

1. 成果目標	9
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
(3) 地域生活支援の充実	10
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	11
(5) 相談支援体制の充実・強化等	13
(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	14
2. 第7期のサービス別見込量	15
(1) 障害福祉サービス	15
(2) 地域生活支援事業（市町村事業）	41
(3) 地域生活支援促進事業（市町村事業）	64

第3章 第3期障がい児福祉計画

1. 成果目標	73
(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	73
(2) 障がい児支援の提供体制の整備等	73
2. 第3期のサービス別見込量	77
(1) 障害児通所支援	77
(2) 障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策	82

第4章 計画の推進体制

1. 自立支援協議会を核とした関係機関等の連携	83
2. 庁内連携の推進	83
3. 地域との連携	83
4. 人材の確保・サービスの質の向上	83
5. 計画の進行管理	84

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本市では、令和 3 年 3 月に「宜野湾市第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、福祉施設から地域生活への移行や一般就労への移行促進及び障がい児支援に努めてきました。また、障害福祉サービスや障害児通所支援等の量的確保に取り組んできたほか、サービス事業所との連携により質の向上も取り組んできています。

市町村障がい福祉計画と市町村障がい児福祉計画は、3 年を 1 期とした策定が法で定められており、令和 5 年度において計画の見直しを行い、新たな 3 か年計画の策定が必須となっています。宜野湾市においては、障がい者では就労系サービスのニーズが高いほか、近年は、児童発達支援等を行う障がい児のための障害児通所支援のニーズも高まっています。また、サービスの充実のほか、障害者生活支援拠点や児童発達支援センターの整備など、障がい者支援の拠点的機能の充実も課題となっています。

本市では、障がい者が基本的人権を享有する個人として、そのひとらしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、引き続き支援していくことが求められています。そのため、計画の見直しにあたっては、国の基本指針の内容と本市の実情を勘案し、令和 6 年度から令和 8 年度までの成果目標やサービスの見込み量等を定め、その提供体制の計画的な確保を図るために、「宜野湾市第 7 期障がい福祉計画」及び「宜野湾市第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

3. 計画の法的根拠

①宜野湾市第7期障がい福祉計画

「宜野湾市第7期障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が示す基本指針に即して策定される計画です。

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

②宜野湾市第3期障がい児福祉計画

「宜野湾市第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国が示す基本指針に即して策定される計画です。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

- (都道府県) ○居宅介護の利用者数、利用時間数※ ○重度訪問介護の利用者数、利用時間数※ ○同行援護の利用者数、利用時間数※
(市町村) ○行動援護の利用者数、利用時間数※ ○重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
○就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○就労移行支援の利用者数、利用日数
○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数
○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
○計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数
○施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (都道府県) ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
(市町村) ○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
○精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数
○精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新設】

- (都道府県) ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

- (都道府県) ○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充
(市町村) 実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

- (都道府県) ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ○障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

- (都道府県) ○発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
(市町村) ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

- (都道府県) ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
(市町村) ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(都道府県) ○福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○医療型障害児入所施設の利用児童数
○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

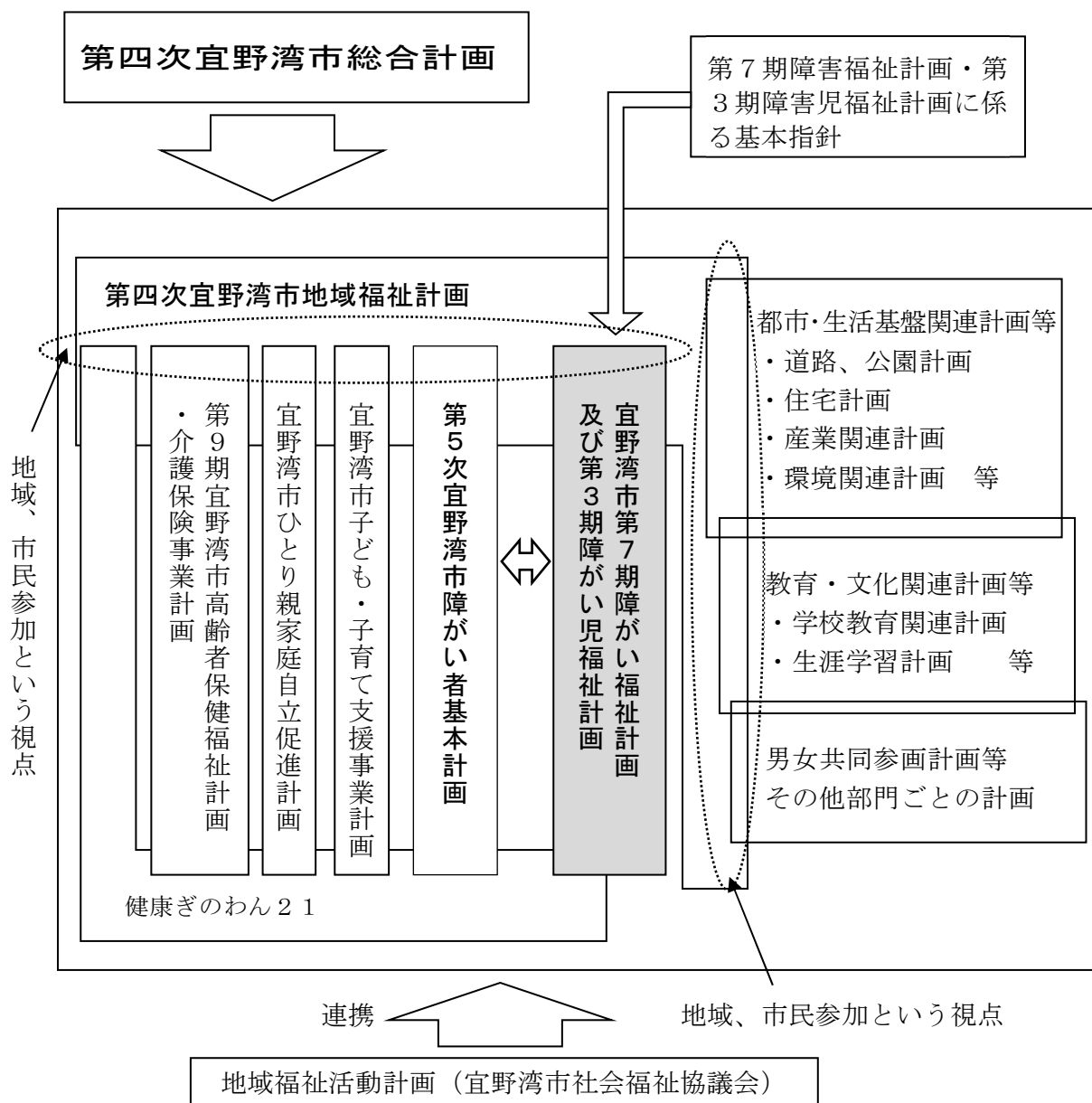
- (市町村) ○基幹相談支援センターの設置【新設】
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (市町村) ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
(都道府県) ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査
(市町村) の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
(都道府県) ○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
○相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

4. 計画の位置づけ

- 本計画は、第四次宜野湾市総合計画に則するもので、第五次宜野湾市障がい者基本計画とともに、総合計画の基本施策の1つである、「障がい者(児)の福祉の充実」に係るサービス等の計画的な提供体制の確保を図るための個別計画と位置づけます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である第四次宜野湾市地域福祉計画に基づき、住民参加の視点を踏まえた計画とするなど、整合性を図った計画とします。
- 本計画は、第五次宜野湾市障がい者基本計画と密接な連携のとれた計画とします。また、市の子ども・子育て支援事業計画など、関連する他の保健福祉分野の個別計画及び教育等の関連分野の個別計画と整合性を図った計画とします。
- 本計画は、第四次宜野湾市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携を図った計画とします。
- 本計画は、国の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針を踏まえた計画とします。



5. 基本理念及びめざす姿

本計画は「第5次宜野湾市障がい者基本計画」における、主にサービス等の提供体制に係る実施計画としての性格を有することから、本計画においても基本計画の基本理念及びめざす姿を共有します。

基本理念1：差別のない平等な社会づくり

障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として地域の中で安心して暮らし、自由に活動できるよう、差別のない平等なまちづくり・社会づくりをめざします。

基本理念2：自己選択・自己決定による自立の尊重

誰でも皆、生きがいを持ち、自分らしく生きることを望んでいます。障がい者自ら自立生活への道を切り開いてきた活動を通し、自立生活への期待・気運が着実に高まっています。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重する社会をめざします。

基本理念3：人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現

障がい者やその家族が地域でいきいきと暮らしていくためにも、支え合いの輪を広げ、一人ひとりを大切にする地域社会づくりに努めることが大切です。様々な地域人材・地域資源を活かした「地域の中での支え合いのしくみづくり（チュイシージーネットワークの構築）」を中心に、思いやりのある地域社会を実現します。

<めざす姿>

チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

※チュイシージーとは：チュイ「一人」、シージーは「支え合い」を意味しており、見返りを求めず、自分の能力の範囲で思いやりを持って支えることを表した沖縄の方言です。

「めざす姿」は、宜野湾市民が大切にしてきた“思いやりを持って他者を支える心”を育む中で、障がいの有無に関わらず誰もが自分らしく生活でき、差別がなく平等で安心して暮らせる社会を表現しています。

6. 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、令和8年度に見直しを行います。

<計画期間>

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宜野湾市第7期障がい福祉計画 及び宜野湾市第3期障がい児福祉計画					
		見直し	宜野湾市第8期障がい福祉計画 及び宜野湾市第4期障がい児福祉計画		
					見直し

7. サービス等見込量について

本計画は、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画で構成しており、第7期障がい福祉計画では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を定めています。その中には、障がい児が利用可能なサービス等もありますが、障がい児を含めた全体のサービス量として見込んでいます。また、第3期障がい児福祉計画では、障がい児固有のサービスについてのみ見込量を定めています。その設定については、直近3か年の利用実績の平均値や増加率等を令和5年度以降のサービス等見込量として示しているもののほか、ほとんど利用実績がない又は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたと思われるもの等については令和4年度の実績値等を計画値として設定しています。

■参考 障がい児が利用可能な主な障害福祉サービス、地域生活支援事業

障害福祉サービス	居宅介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所
地域生活支援事業	相談支援、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業

第2章 第7期障がい福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までに、令和5年3月31日時点の全施設入所者数79人の6%にあたる5人の地域生活移行を目指します。

	数値	備 考
現入所者数(A)	79 人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	75 人	令和8年度末の見込み
削減見込目標値(C)	4 人 5%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D) の値 (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	3 人	令和6年から令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	7 人	令和6年から令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	5 人 6%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

■ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

（新規入所者）親の高齢化に伴う施設入所のニーズが高い障がい者が3人。

（退所者数）退所に向けて支援中の障がい者及び過去の実績等を勘案し見込みます。

（地域移行目標数）本人及び家族に聞き取り調査を行い、家族の理解や本人の地域生活への課題等についての相談に応じながら、令和6年1人、令和7年2人、令和8年2人が移行するものとし、3年間で5人が移行するものと見込みます。

■ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

- 希望する地域生活を送ることができるよう早い段階から入所施設と市の相談支援員並びに地域移行支援事業所や計画相談支援事業所との連携を図るとともにその他関係機関が連携した支援体制を構築します。
- 地域定着率を高めるために、関係する事業所の資質向上に取り組みます。
- 賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者の入居のための支援を行う「住居入居等支援事業」の実施に取り組みます。
- 地域で生活するには、地域の理解・協力も必要であることから移行者に対する地域の理解を深める取組みを行います。
- 施設を出て一人暮らしを希望する障がい者については、随時の相談に対応するほか、定期的に居宅を訪問するなどにより地域生活を支援する「自立生活援助事業」の確保に努めます。
- 今後も宜野湾市グループホーム等整備補助事業を活用するなどグループホームの確保に取り組みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	令和6年	既存組織活用	宜野湾市地域自立支援協議会の活用

	回数又は人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	10	10	10	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み

(3) 地域生活支援の充実

	整備区域	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点の整備	圏域設置 (中部圏域)	令和6年	面的整備型

※1 整備区域：【圏域整備】当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法：【面的整備型】地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
コーディネーターの配置人数	1	1	1	人数の見込み
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1	国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと

	整備区域	設置時期	整備手法
強度行動障害者への支援体制の整備	圏域設置 (中部圏域)	令和8年	国指針：強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、令和8年度には、令和3年度の年間実績(18人)の1.28倍にあたる23人の移行を目指します。

就労移行支援事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(8人)の1.38倍にあたる11人の移行を目指します。

就労移行支援事業利用者の一般就労移行率について、令和8年度末の管内就労移行支援事業所数は5か所、一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数は3カ所を目指します。

就労継続支援A型事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(4人)の1.50倍にあたる6人の移行を目指します。

就労継続支援B型事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(3人)の1.33倍にあたる4人の移行を目指します。

就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、令和8年度の就労定着支援利用者数は28人、就労定着率が7割以上の就労支援事業所数は管内で1カ所を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	18人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	23人 1.28倍	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

② 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	8人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	11人 1.38倍	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

③ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

	数値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	5か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	3か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

④ 令和 8 年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

	数値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数	4 人	令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	6 人 1. 50 倍	令和 8 年度末の一般就労への移行実績(国指針: 令和 3 年度末の 1. 29 倍以上(29% 以上)の増加) ※令和 3 年度実績 0 人の為、令和 2 年から 4 年度の平均(3. 3 人)×1. 29 とした。

⑤ 令和 8 年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

	数値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	3 人	令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	4 人 1. 33 倍	令和 8 年度末の一般就労への移行実績(国指針: 令和 3 年度末の 1. 28 倍以上(28% 以上)の増加)

⑥ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	数値	備 考
令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数	20 人	令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数
令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数	28 人	国指針: 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度実績の 1. 41 倍以上(41% 以上)とすることを基本とする。
令和 8 年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	2 か所	令和 8 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和 3 年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和 3 年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 ※過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
令和 8 年度末における就労定着率が 7 割以上の就労支援事業所の数	1 か所	国指針: 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

■ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

- ・就労移行支援事業所の個別支援計画・評価の提出徹底を継続するとともに、就労移行支援事業所、計画相談員との連携強化を計り、個別支援計画
- ・サービス等利用計画の中身を点検し、利用者支援に活かすなど、一般就労への移行強化を進めます。
- ・就労移行支援事業所とハローワーク、障がい者就業・生活センター、商工会等の関係機関とのネットワークにより、障がい者の就労に関する情報が共有できる体制を構築するとともに、関係機関と連携し、一般就労への障がい者雇用に関する情報の提供と理解促進に取り組みます。
- ・就労定着支援事業所の確保を図るとともに、支援員の資質向上を支援します。
- ・就労定着支援事業所と就労移行支援事業所、障がい者が働く企業、医療機関及びその他関係機関による就労定着に向けた連携体制を構築します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

		実施時期			備考
		令和6年	令和7年	令和8年	
ア 基幹相談支援センターの設置					
設置方法：単独設置	○			国指針：令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	28	28	28		
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12	12	12		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12		
個別事例の支援内容の検証の実施回数	42	42	42		
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1		
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	3	3	3		
参加事業者・機関数	14	14	14		
協議会の専門部会の設置数	5	5	5		
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	12	12	12		

■ 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

- ・ 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援体制の整備。医療機関や障がいサービス支援事業所との連携体制の確保。
- ・ 相談支援員等向けの計画的な研修会の開催、地域自立支援協議会等を活用した事例検討会の実施。

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

	参加時期及び人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	16	16	16	国指針：都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	構築時期	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和8年	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

組織内においては障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析する人材の育成を行うとともに、中部広域における共同事務処理及び集団指導の実施などの取組を通じたサービスの質の向上に努めます。

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）	2	2	2	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

2. 第7期のサービス別見込量

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

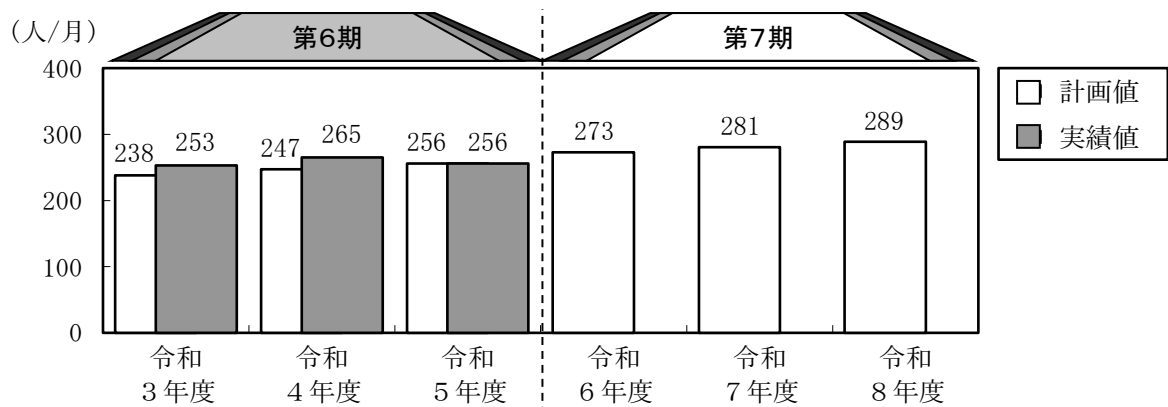
● 訪問系サービス全体（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	238	247	256	273	281	289
実績値	人/月	253	265	256	—	—	—
計画と実績の差		15	18	0			

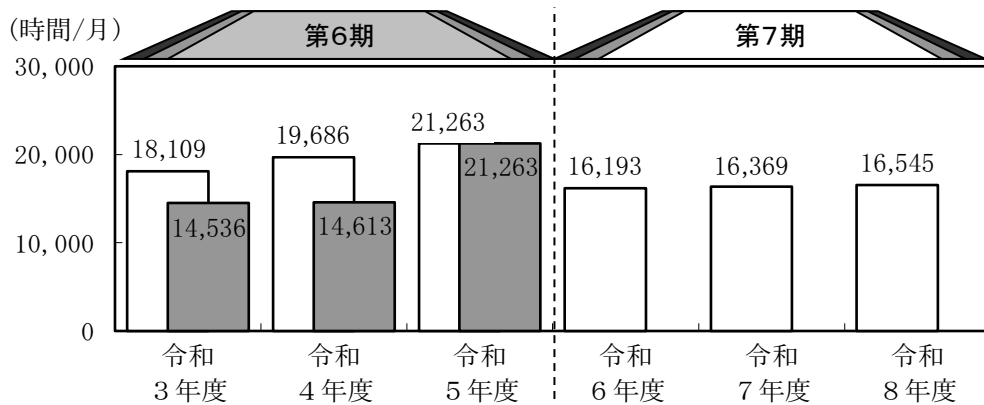
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	18,109	19,686	21,263	16,193	16,369	16,545
実績値	時間/月	14,536	14,613	21,263	—	—	—
計画と実績の差		△3,573	△5,073	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。ア)～ウ)の合算値

【利用者数】



【利用量】



7) 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅へヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年(令和2年度から令和4年度)の増加数の平均8人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込も同様に8人を加算し算出。

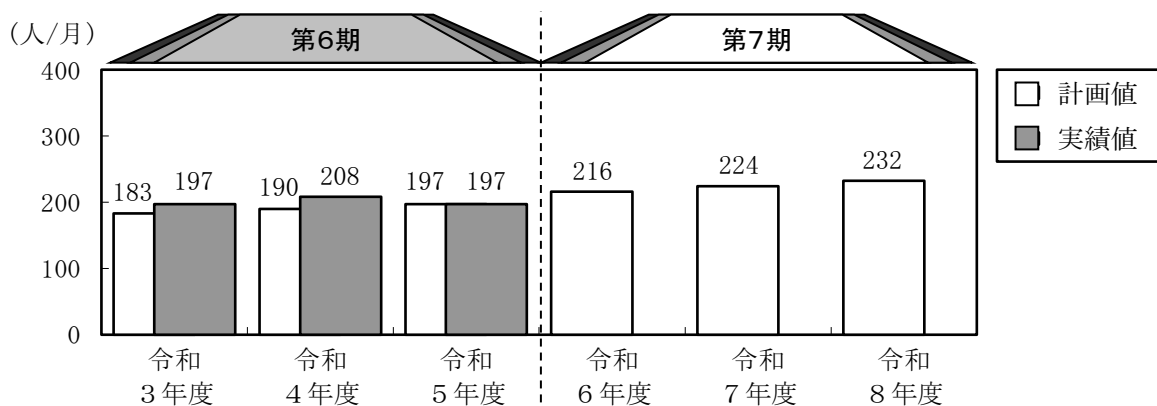
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	183	190	197	216	224	232
実績値	人/月	197	208	197	—	—	—
計画と実績の差		14	18	0			

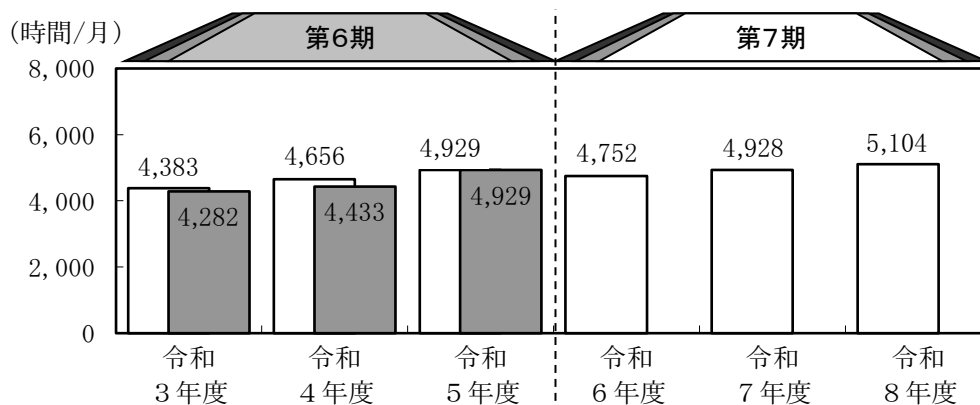
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	4,383	4,656	4,929	4,752	4,928	5,104
実績値	時間/月	4,282	4,433	4,929	—	—	—
計画と実績の差		△101	△223	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



4) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度障がいの肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3年間利用実績の平均24人(小数点以下切り上げ)を令和6年度以降見込む。

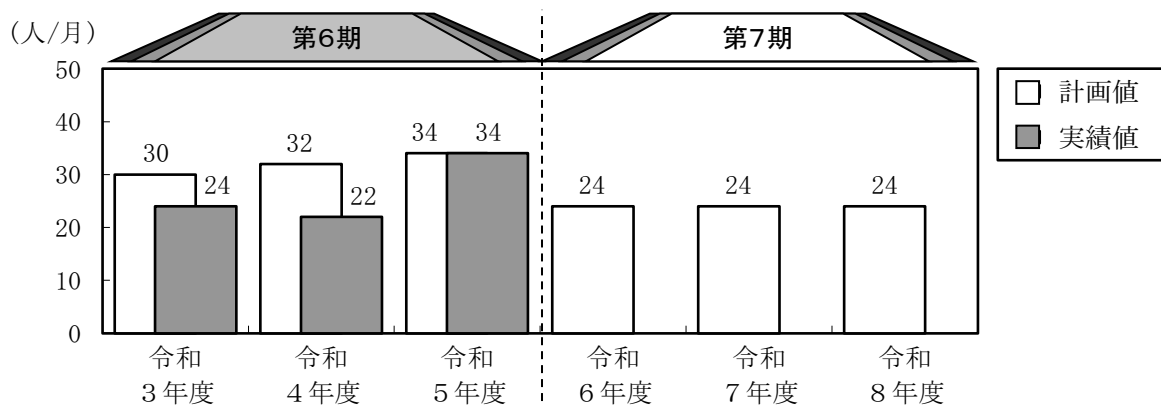
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	30	32	34	24	24	24
実績値	人/月	24	22	34	—	—	—
計画と実績の差		△6	△10	0			

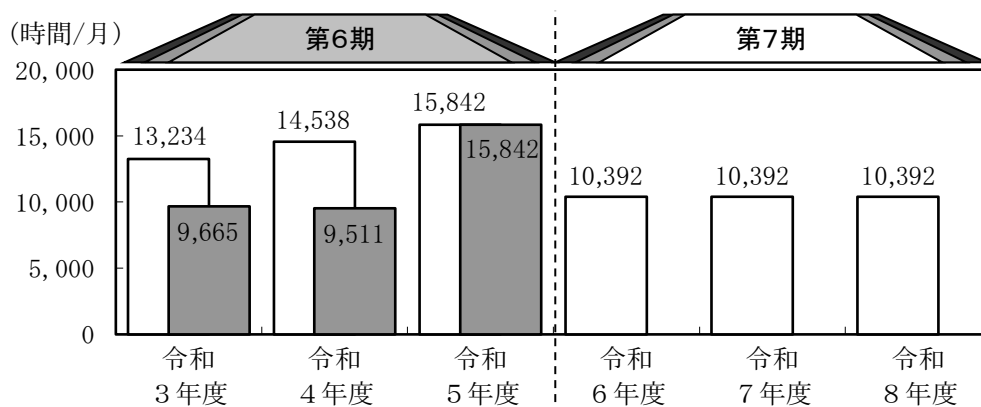
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	13,234	14,538	15,842	10,392	10,392	10,392
実績値	時間/月	9,665	9,511	15,842	—	—	—
計画と実績の差		△3,569	△5,027	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ) 行動援護

知的障害や精神障害等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和6年度以降の利用者数も令和4年度実績数2人を見込む。

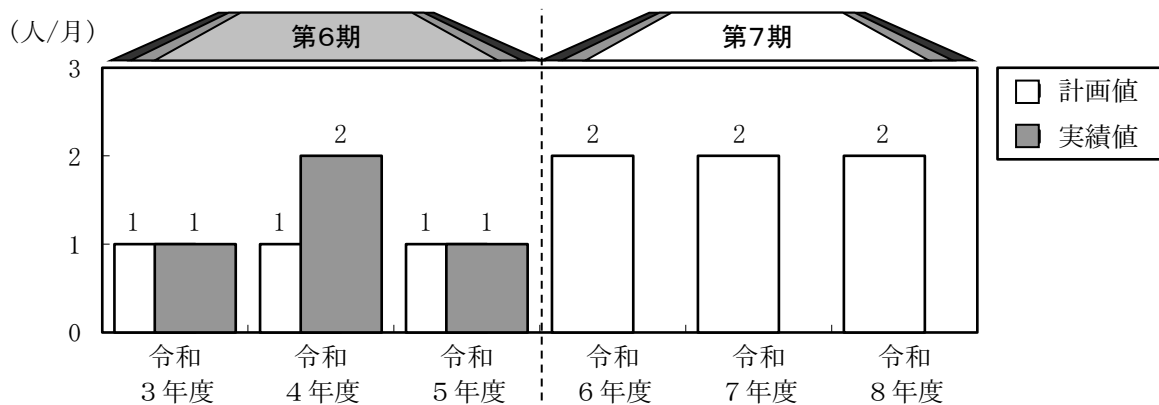
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	2	2	2
実績値	人/月	1	2	1	—	—	—
計画と実績の差		0	1	0			

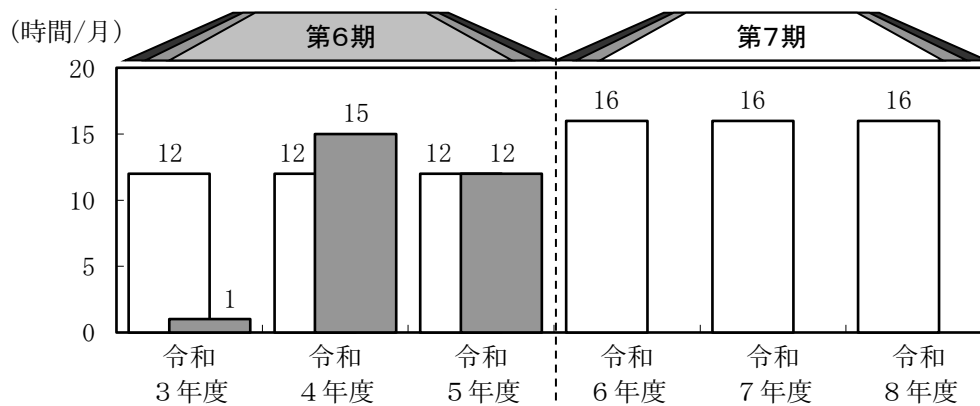
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	12	12	12	16	16	16
実績値	時間/月	1	15	12	—	—	—
計画と実績の差		△11	3	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3年間利用実績の平均30人を令和6年度以降見込む。

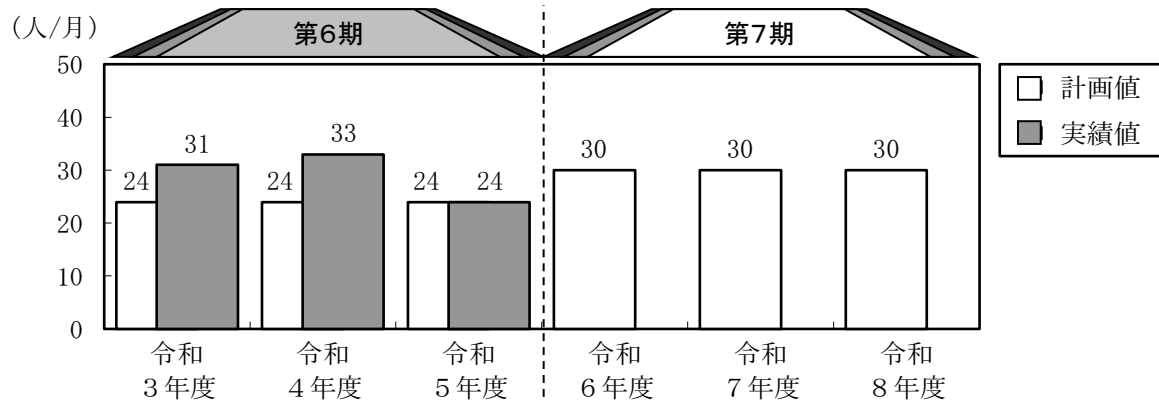
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	24	24	24	30	30	30
実績値	人/月	31	33	24	—	—	—
計画と実績の差		7	9	0			

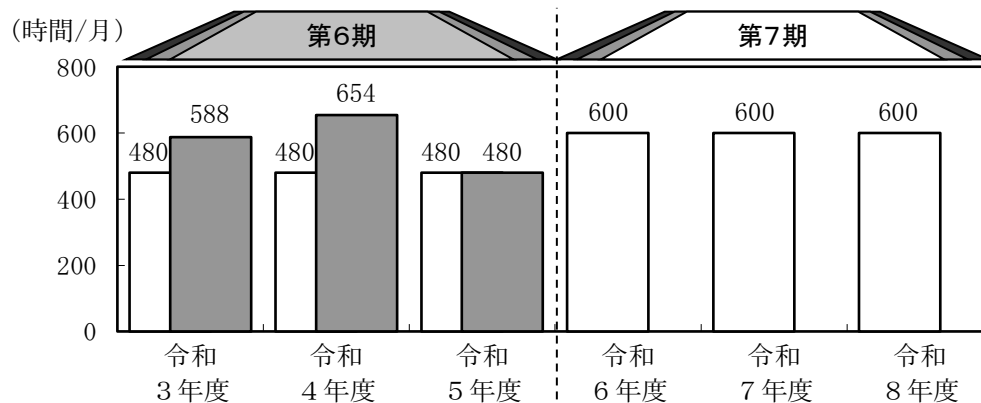
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	480	480	480	600	600	600
実績値	時間/月	588	654	480	—	—	—
計画と実績の差		108	174	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



わ) 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

【見込み量の算出根拠】

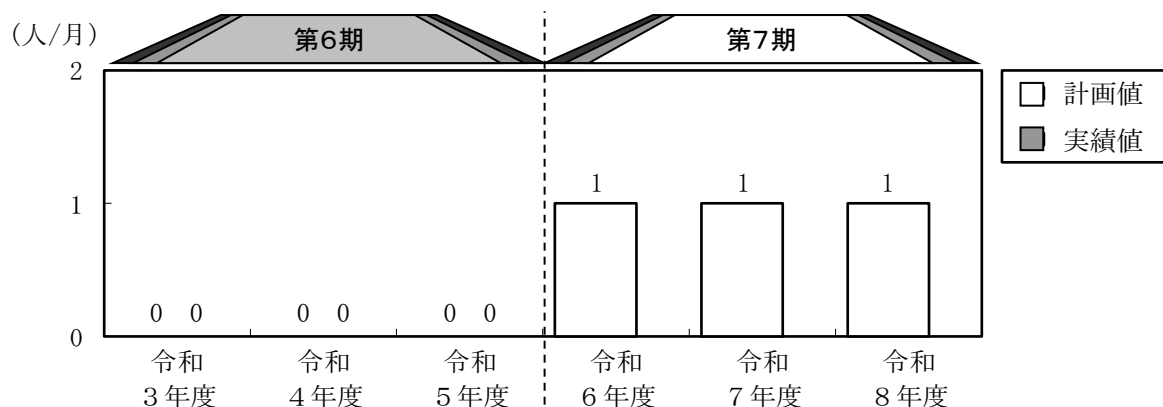
現時点で実施事業所もなく、これまで実績はないが、令和6年以降、1名の利用者を見込む。
利用量は、重度訪問介護の見込み量を参考に算出した。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

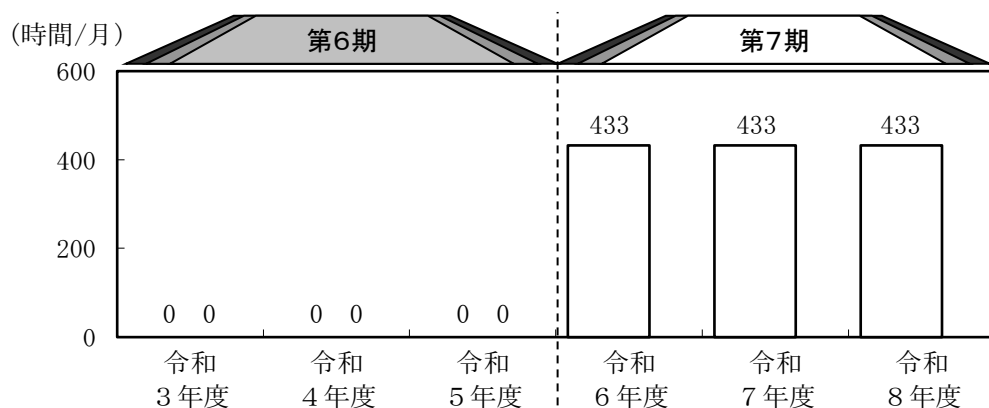
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	0	0	0	433	433	433
実績値	時間/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



②日中活動系サービス

7)生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の増加数の平均4人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和6年度以降の見込も同様に4人を加算し算出。

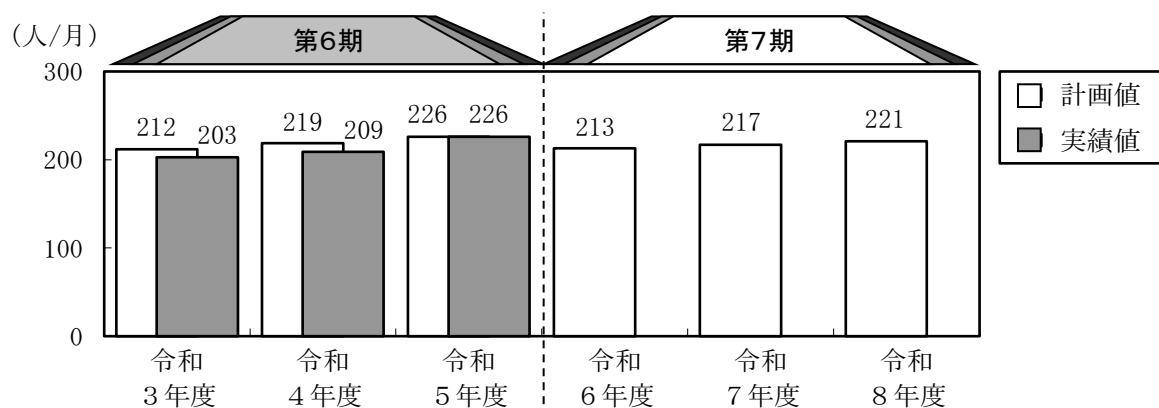
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	212	219	226	213	217	221
実績値	人/月	203	209	226	—	—	—
計画と実績の差		△9	△10	0			

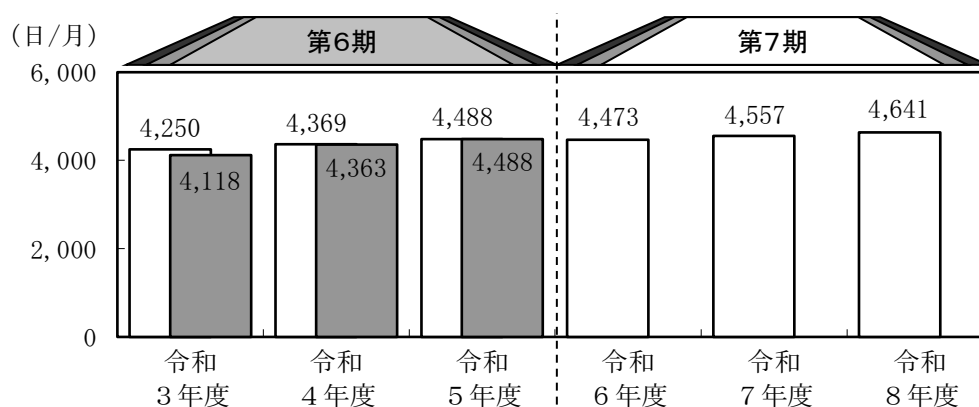
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	4,250	4,369	4,488	4,473	4,557	4,641
実績値	日/月	4,118	4,363	4,488	—	—	—
計画と実績の差		△132	△6	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



イ)-1 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

これまで利用実績は少なく、利用者数については、令和6年度以降実績1名を見込む。

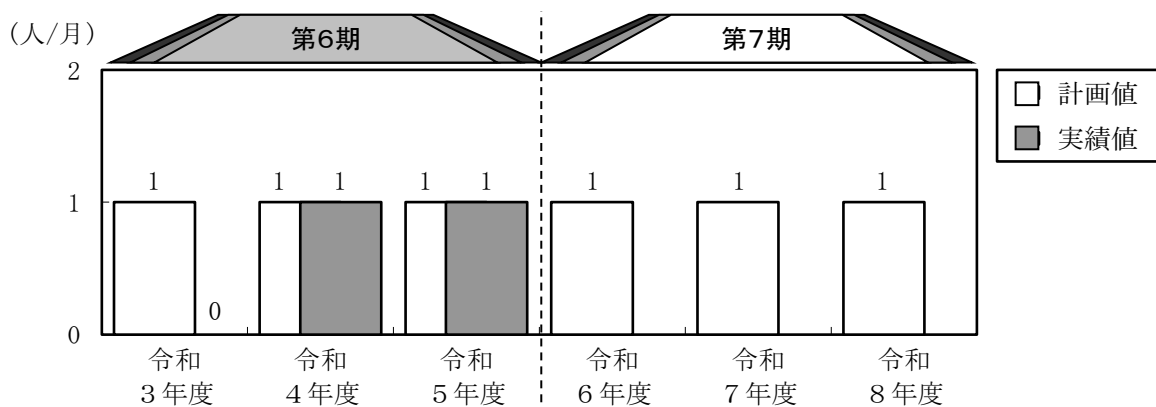
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	0			

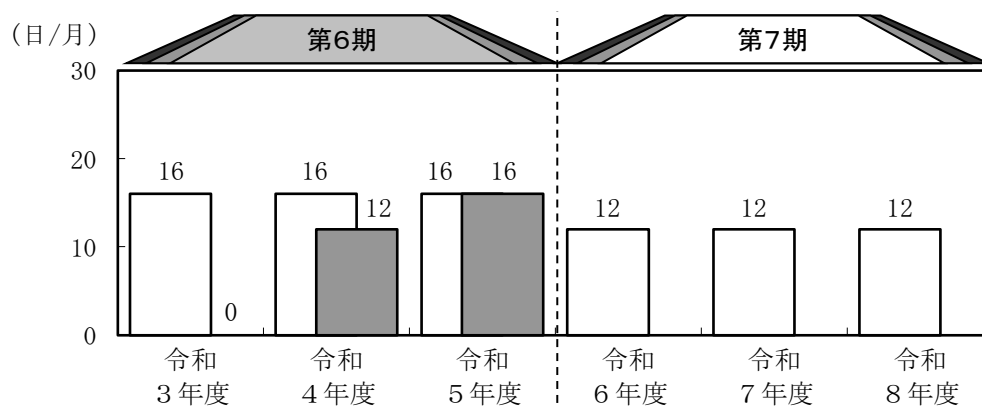
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	16	16	16	12	12	12
実績値	日/月	0	12	16	—	—	—
計画と実績の差		△16	△4	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1)-2 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、令和4年度がコロナ禍により利用者が減少。コロナ禍前の令和3年度の実績値32人を令和6年度以降見込む。

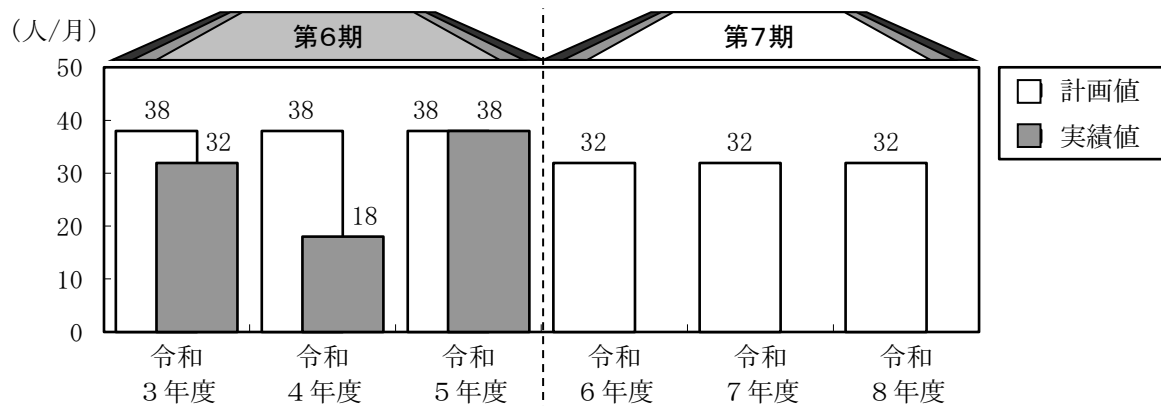
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	38	38	38	32	32	32
実績値	人/月	32	18	38	—	—	—
計画と実績の差		△6	△20	0			

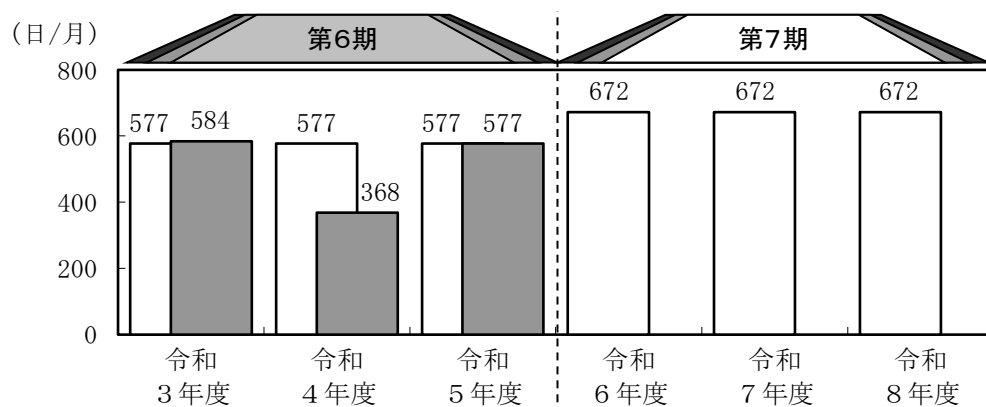
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	577	577	577	672	672	672
実績値	日/月	584	368	577	—	—	—
計画と実績の差		7	△209	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



㊦ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。令和6年度よりスタートする新たなサービス。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、就労定着支援事業利用者の直近3か年(令和2年度から令和4年度)の実績平均の合計の1割を令和6年度以降見込む(小数点以下切り上げ)。

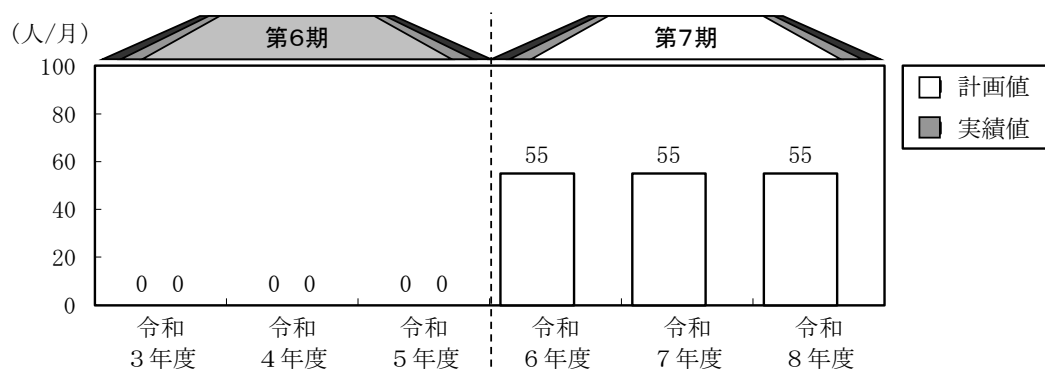
利用量については、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の直近3か年(令和2年度から令和4年度)の実績平均の合計の1割を令和6年度以降見込む(小数点以下切り上げ)。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	—	—	—	55	55	55
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

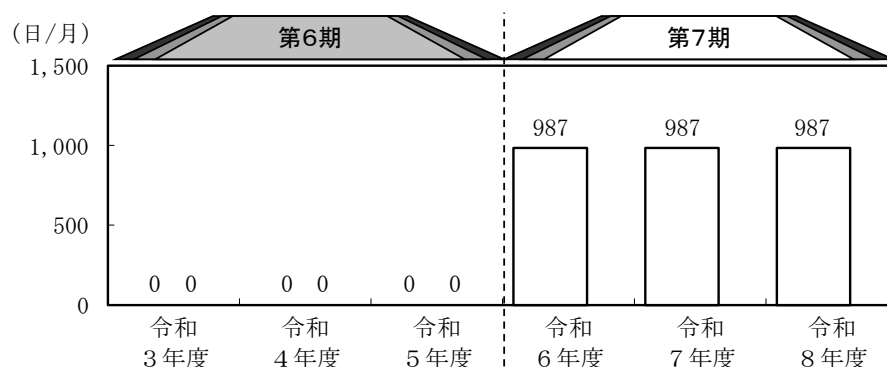
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	—	—	—	987	987	987
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

直近3か年(令和2年度から令和4年度)の利用者数の平均を令和6年度以降に見込む。

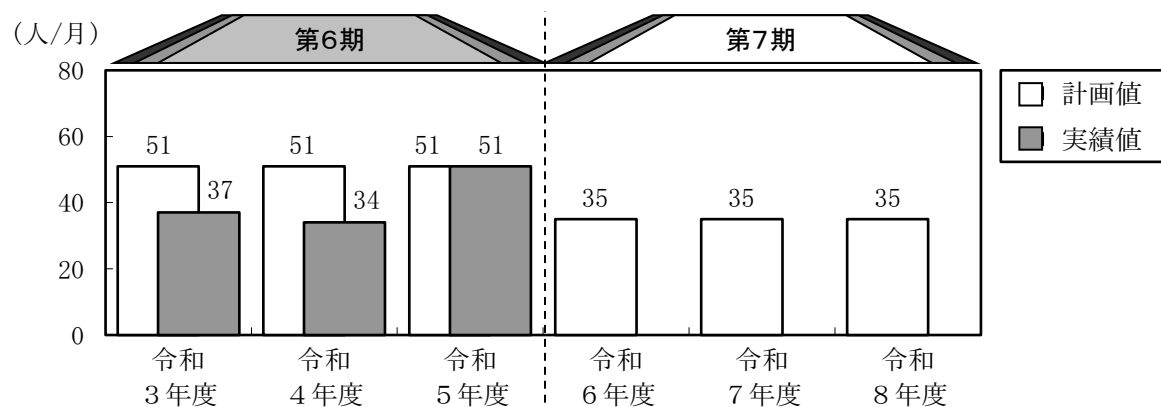
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	51	51	51	35	35	35
実績値	人/月	37	34	51	—	—	—
計画と実績の差		△14	△17	0			

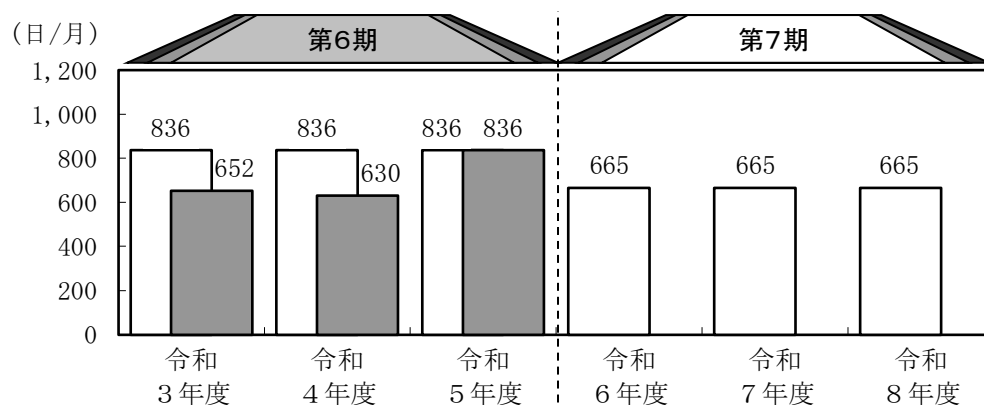
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	836	836	836	665	665	665
実績値	日/月	652	630	836	—	—	—
計画と実績の差		△184	△206	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



㊦-1 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、令和2年度から令和4年度までの増加数5人を加算し、令和6年度以降を見込む。

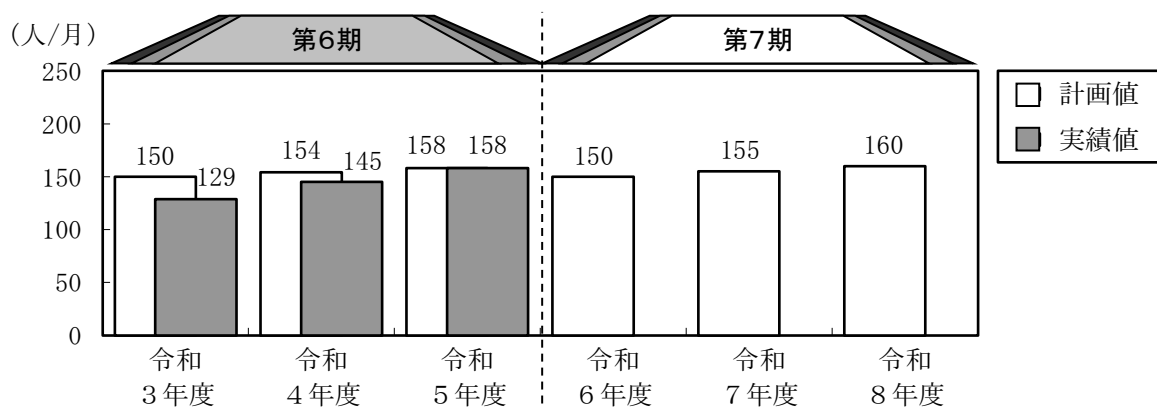
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	150	154	158	150	155	160
実績値	人/月	129	145	158	—	—	—
計画と実績の差		△21	△9	0			

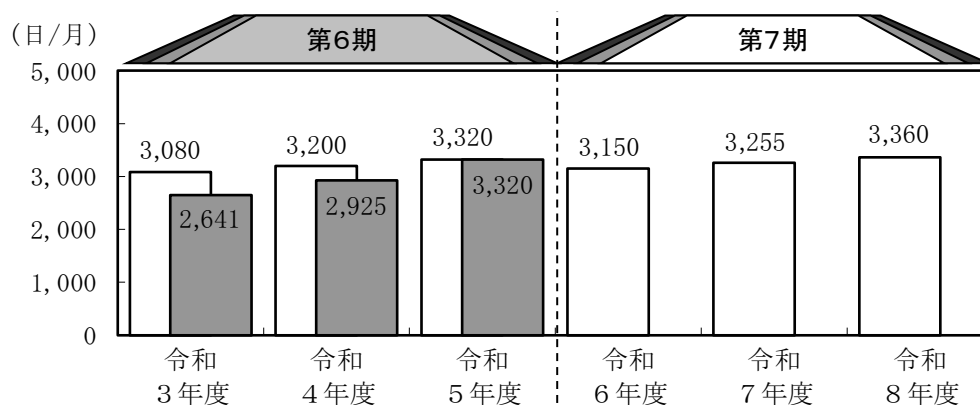
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	3,080	3,200	3,320	3,150	3,255	3,360
実績値	日/月	2,641	2,925	3,320	—	—	—
計画と実績の差		△439	△275	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



わ)-2 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の増加数平均 23 人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込も同様に 23 人を加算し算出。

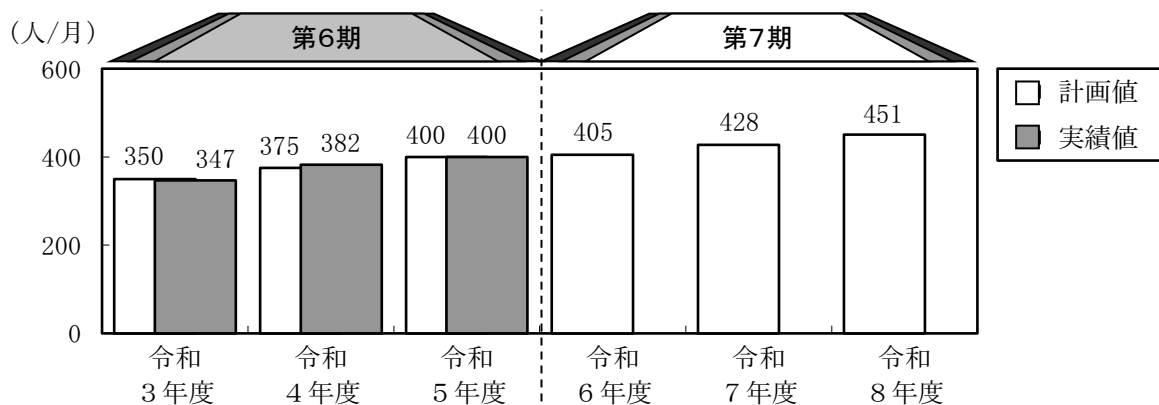
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	350	375	400	405	428	451
実績値	人/月	347	382	400	—	—	—
計画と実績の差		△3	7	0			

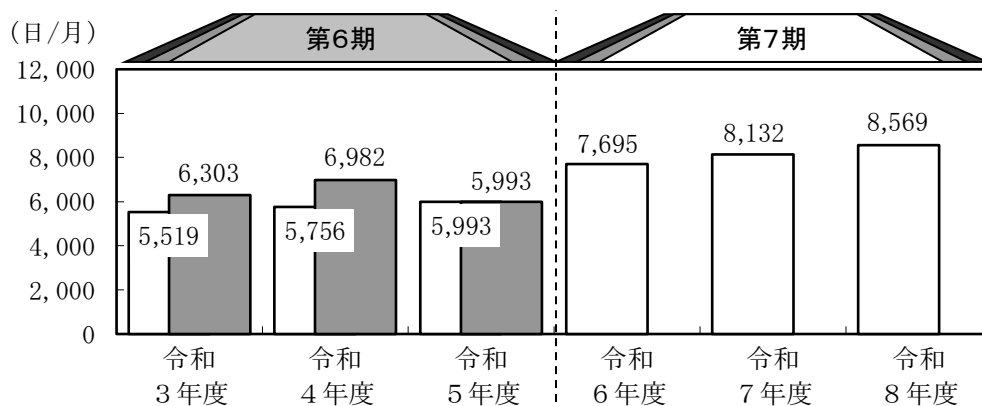
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	5,519	5,756	5,993	7,695	8,132	8,569
実績値	日/月	6,303	6,982	5,993	—	—	—
計画と実績の差		784	1,226	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



か) 就労定着支援

一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

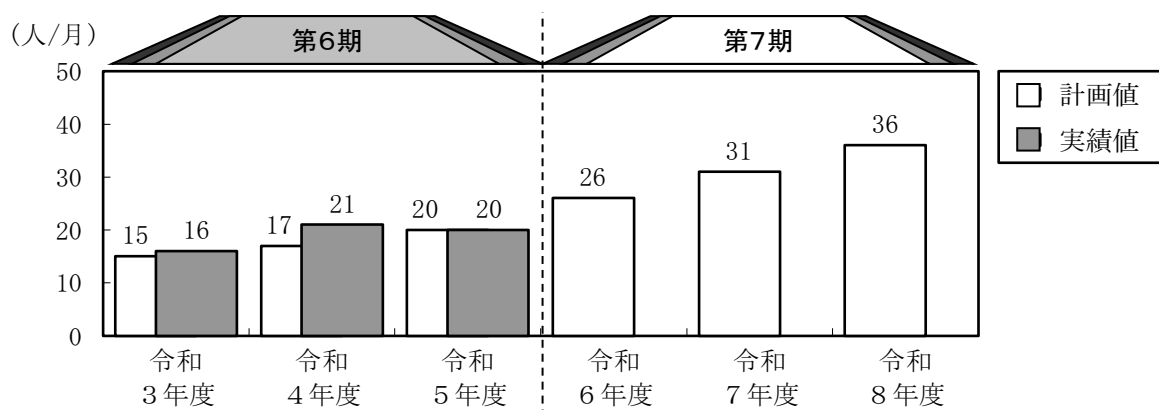
【見込み量の算出根拠】

直近3か年の増加数平均5人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度以降の見込みを算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	15	17	20	26	31	36
実績値	人/月	16	21	20	—	—	—
計画と実績の差		1	4	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



㌾)療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。

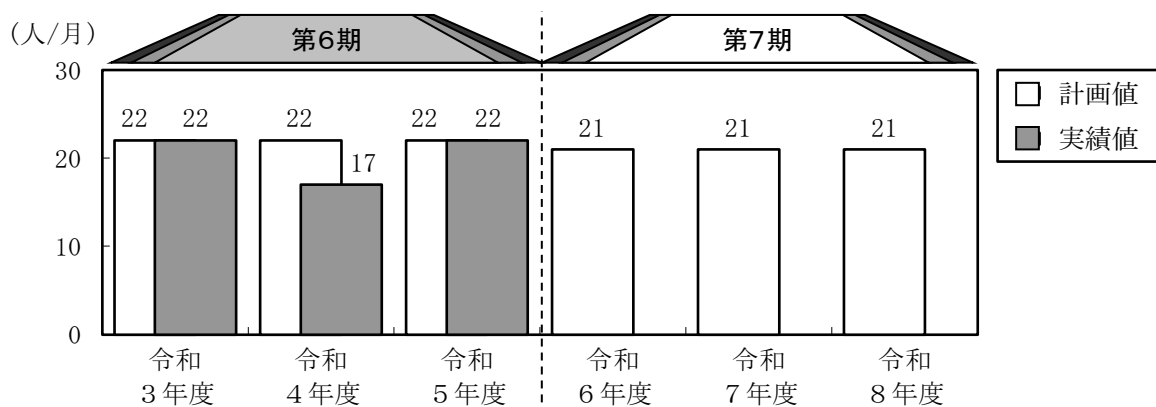
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の平均利用者21人で令和6年度見込みを算出。令和7年度以降も同様。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	22	22	22	21	21	21
実績値	人/月	22	17	22	—	—	—
計画と実績の差		0	△5	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



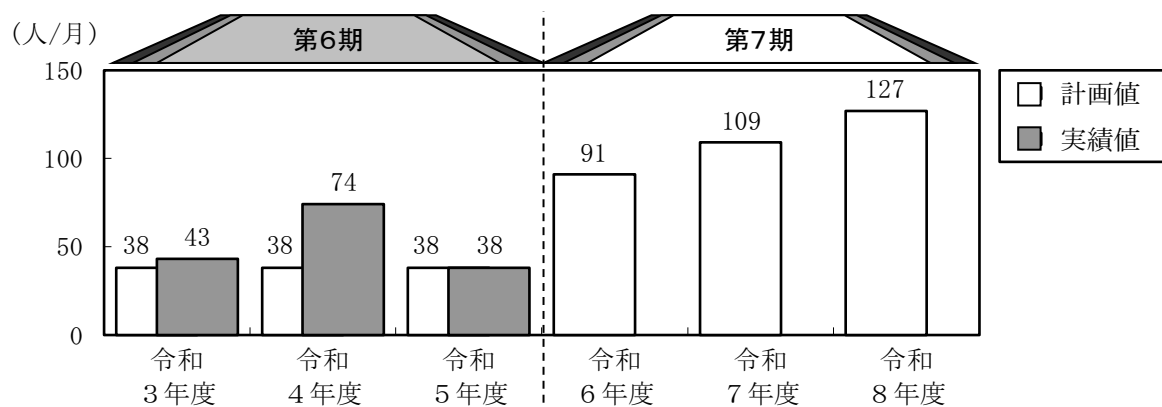
● 短期入所（ショートステイ）合計（福祉型・医療型）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	38	38	38	91	109	127
実績値	人/月	43	74	38	—	—	—
計画と実績の差		5	36	0			

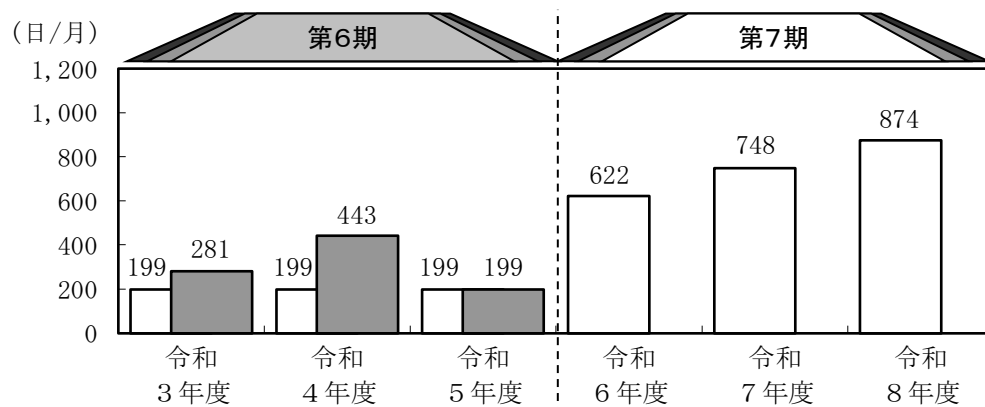
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	199	199	199	622	748	874
実績値	日/月	281	443	199	—	—	—
計画と実績の差		82	244	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



㌿-1 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の増加数平均18人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込も同様に18人を加算し算出。

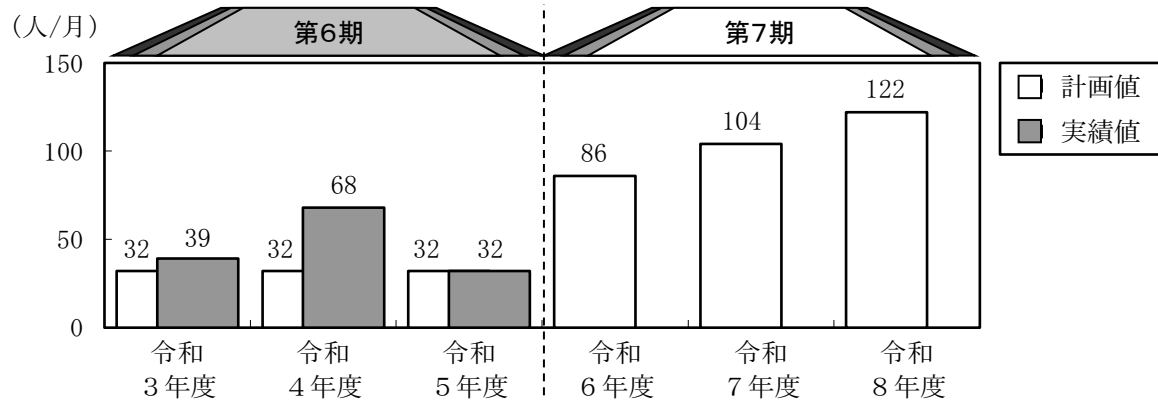
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	32	32	32	86	104	122
実績値	人/月	39	68	32	—	—	—
計画と実績の差		7	36	0			

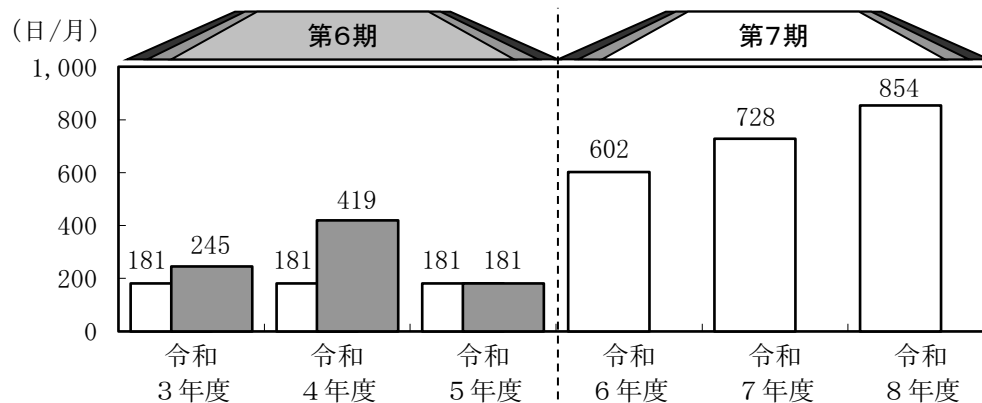
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	181	181	181	602	728	854
実績値	日/月	245	419	181	—	—	—
計画と実績の差		64	238	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



㌾-2 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間受け入れる医療型の施設です。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の平均利用者5人で令和6年度見込みを算出。令和7年度以降も同様。

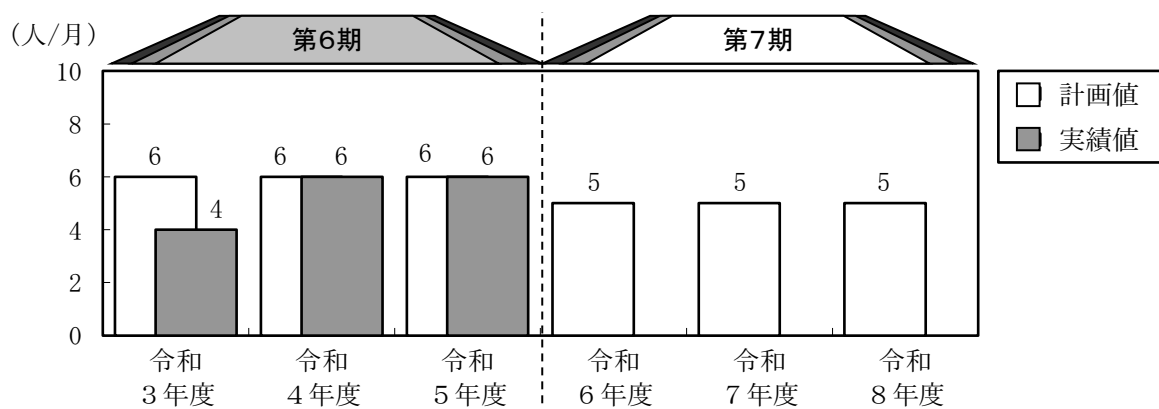
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	6	6	6	5	5	5
実績値	人/月	4	6	6	—	—	—
計画と実績の差		△2	0	0			

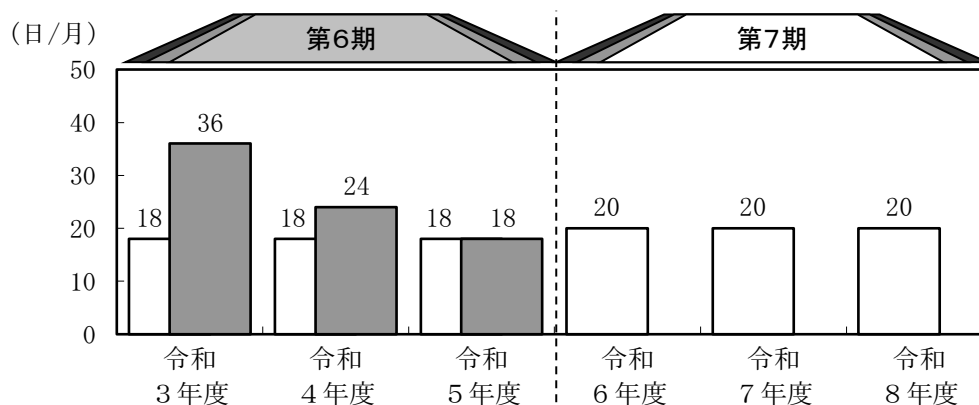
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	18	18	18	20	20	20
実績値	日/月	36	24	18	—	—	—
計画と実績の差		18	6	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



③居住系サービス

7) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

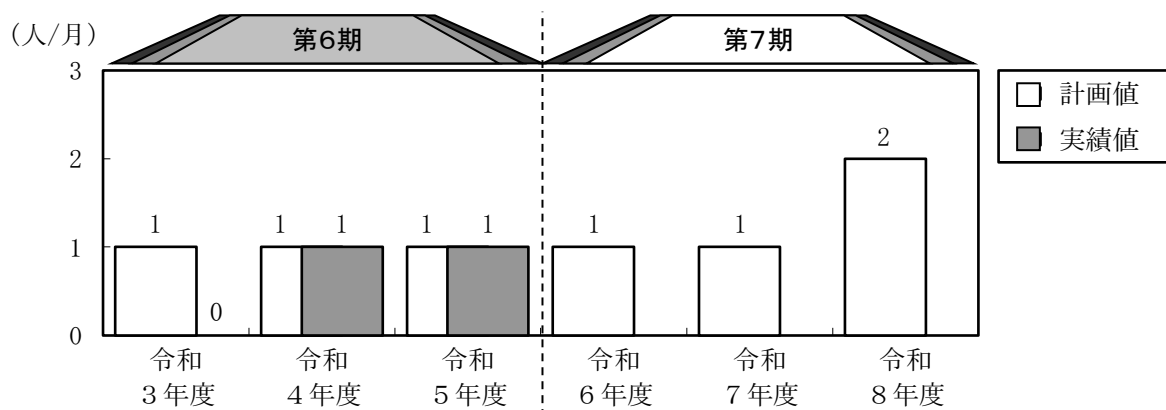
【見込み量の算出根拠】

地域移行者数を勘案し算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	2
実績値	人/月	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



イ) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。

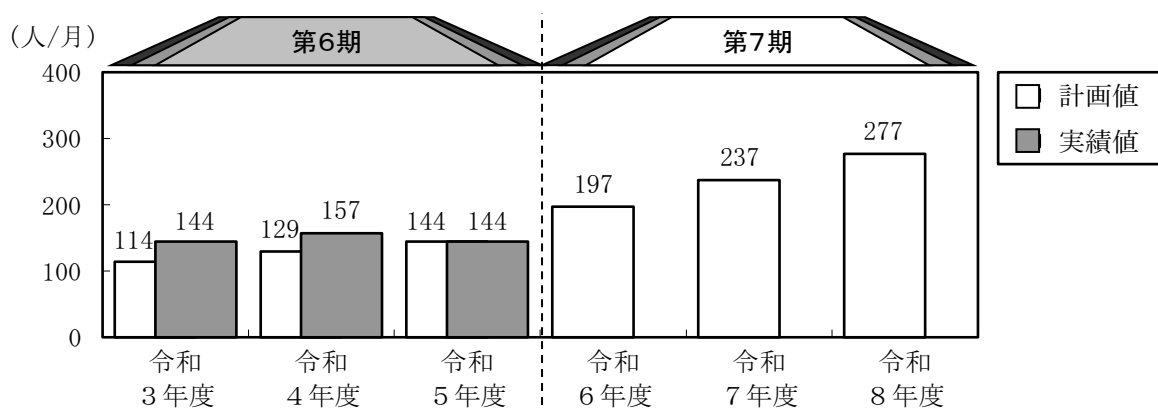
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の増加数平均 40 人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込も同様に40人を加算し算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	114	129	144	197	237	277
実績値	人/月	144	157	144	—	—	—
計画と実績の差		30	28	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



ウ) 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。

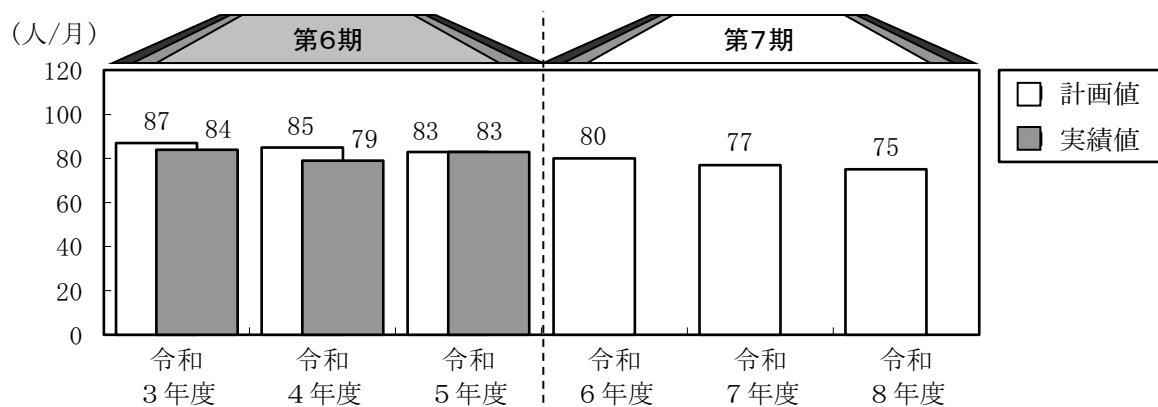
【見込み量の算出根拠】

福祉施設の入所者の地域生活への移行における国指針等の成果目標に沿って利用令和6年度以降の施設入所者数を見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	87	85	83	80	77	75
実績値	人/月	84	79	83	—	—	—
計画と実績の差		△3	△6	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



④相談支援

7) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス等利用計画」の作成を行います。

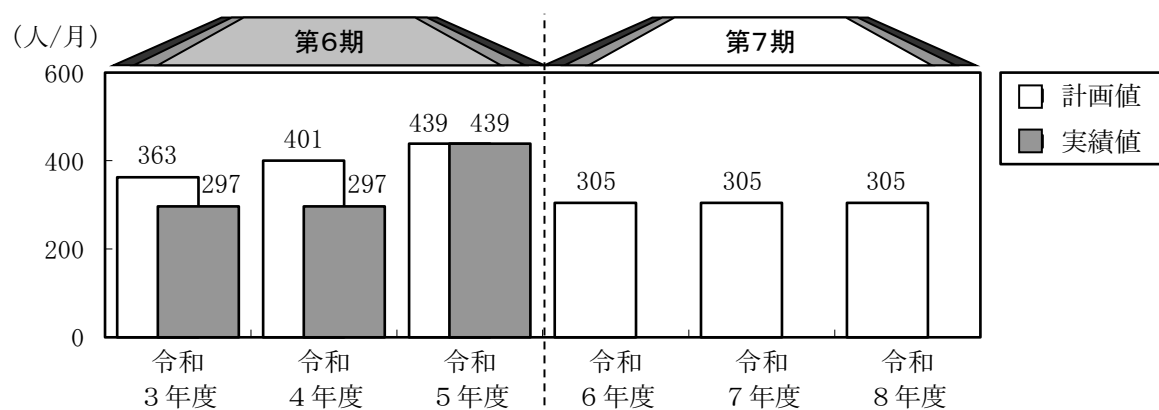
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の平均利用者305人(小数点以下切り上げ)で令和6年度見込みを算出。令和7年度以降も同様。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	363	401	439	305	305	305
実績値	人/月	297	297	439	—	—	—
計画と実績の差		△66	△104	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



イ) 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

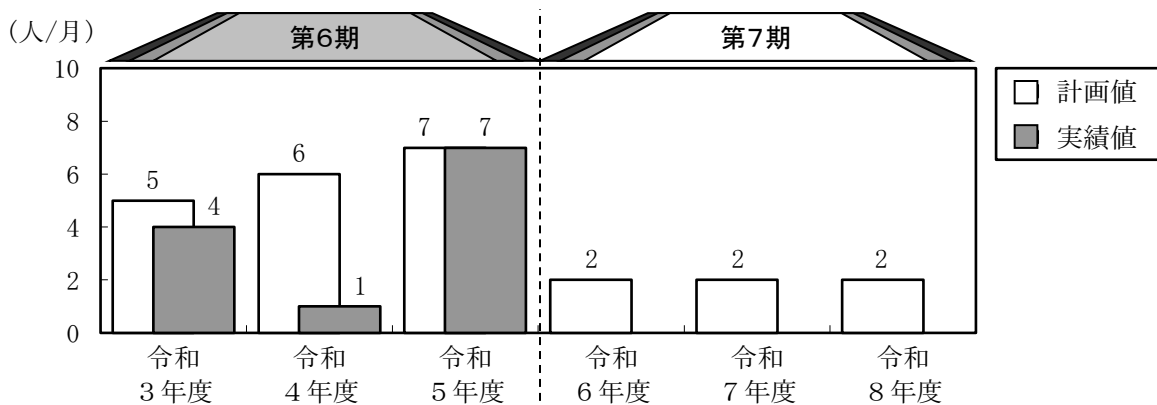
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の平均利用者2人(小数点以下切り上げ)で令和6年度見込みを算出。令和7年度以降も同様。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	5	6	7	2	2	2
実績値	人/月	4	1	7	—	—	—
計画と実績の差		△1	△5	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



ウ) 地域定着支援

居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

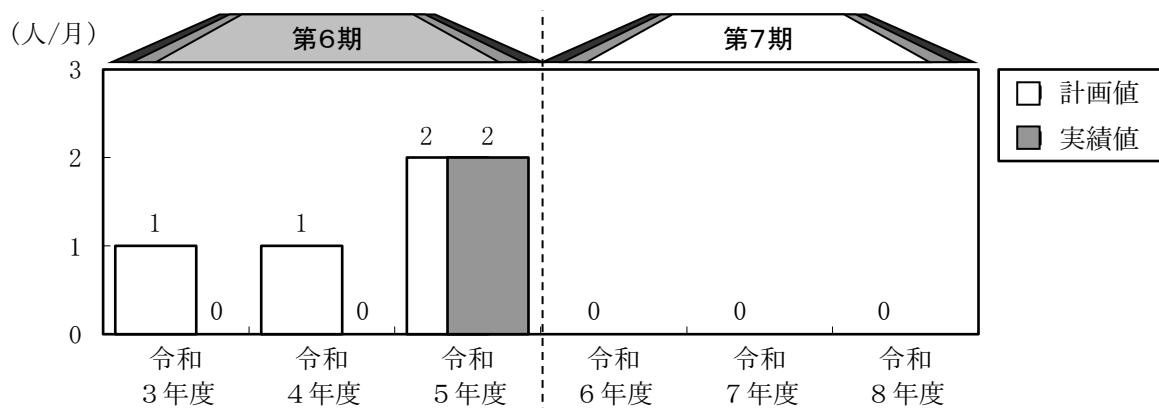
【見込み量の算出根拠】

直近3年間の利用がないため、令和6年度以降についても利用を見込まない。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	2	0	0	0
実績値	人/月	0	0	2	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



⑤サービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

【障害福祉サービスの実績及び見込み一覧】

			単位	実績値			計画値		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系	居宅介護	利用者	人/月	197	208	197	216	224	232
		利用量	時間/月	4,282	4,433	4,929	4,752	4,928	5,104
	重度訪問介護	利用者	人/月	24	22	34	24	24	24
		利用量	時間/月	9,665	9,511	15,842	10,392	10,392	10,392
	行動援護	利用者	人/月	1	2	1	2	2	2
		利用量	時間/月	1	15	12	16	16	16
	同行援護	利用者	人/月	31	33	24	30	30	30
		利用量	時間/月	588	654	480	600	600	600
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	203	209	226	213	217	221
		利用量	日/月	4,118	4,363	4,488	4,473	4,557	4,641
	自立訓練 (機能訓練)	利用者	人/月	0	1	1	1	1	1
		利用量	日/月	0	12	16	12	12	12
	自立訓練 (生活訓練)	利用者	人/月	32	18	38	32	32	32
		利用量	日/月	584	368	577	672	672	672
	就労選択支援	利用者	人/月	0	0	0	55	55	55
		利用量	日/月	0	0	0	987	987	987
	就労移行支援	利用者	人/月	37	34	51	35	35	35
		利用量	日/月	652	630	836	665	665	665
	就労継続支援 (A型)	利用者	人/月	129	145	158	150	155	160
		利用量	日/月	2,641	2,925	3,320	3,150	3,255	3,360
	就労継続支援 (B型)	利用者	人/月	347	382	400	405	428	451
		利用量	日/月	6,303	6,982	5,993	7,695	8,132	8,569
	就労定着支援	利用者	人/月	16	21	20	26	31	36
	療養介護	利用者	人/月	22	17	22	21	21	21
	短期入所 (福祉型)	利用者	人/月	39	68	32	86	104	122
		利用量	日/月	245	419	181	602	728	854
	短期入所 (医療型)	利用者	人/月	4	6	6	5	5	5
		利用量	日/月	36	24	18	20	20	20
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	1	1	1	1	2
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者	人/月	144	157	144	197	237	277
	施設入所支援	利用者	人/月	84	79	83	80	77	75
その他	計画相談支援	利用者	人/月	297	297	439	305	305	305
	地域移行支援	利用者	人/月	4	1	7	2	2	2
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	2	0	0	0

※令和5年度は、見込みの数値。

(2) 地域生活支援事業（市町村事業）

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取組を行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

① 必須事業

7) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実施に関する考え方】

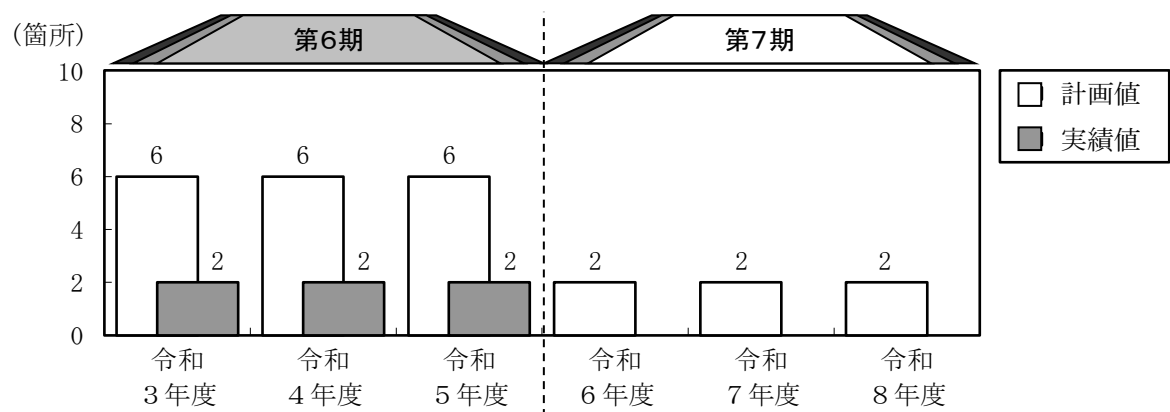
障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として、差別のない平等なまちづくり・社会づくりを目指し、地域で支えあい思いやりのある社会の実現をする。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	6	6	6	2	2	2
実績値	箇所	2	2	2	—	—	—
計画と実績の差		△4	△4	△4			

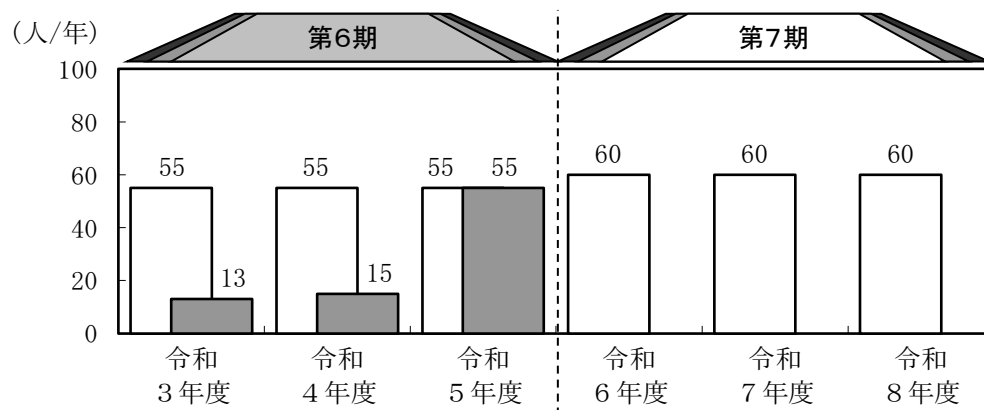
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	55	55	55	60	60	60
実績値	人/年	13	15	55	—	—	—
計画と実績の差		△42	△40	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



イ) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業を行います。

【実施に関する考え方】

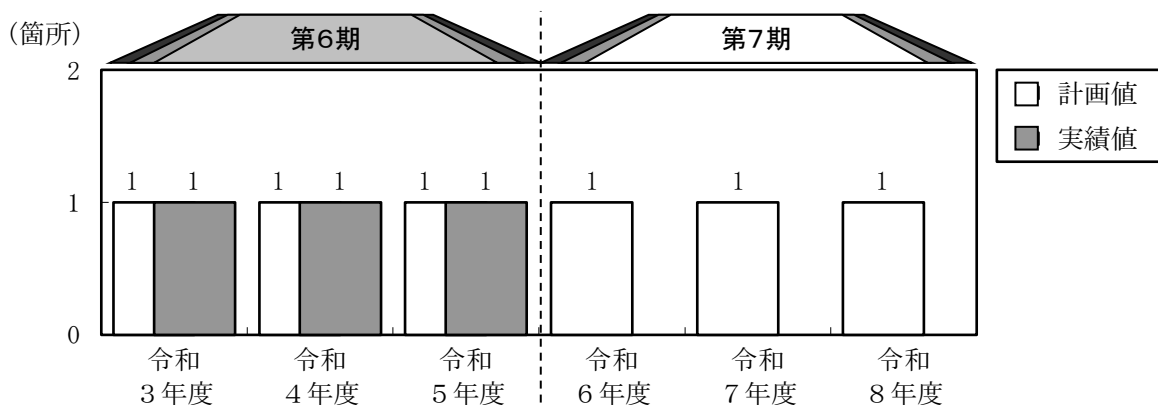
知的・精神障がい者の日常生活の一部をサポートするために、社会福祉協議会に委託し活動協力員養成講座を開催します。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

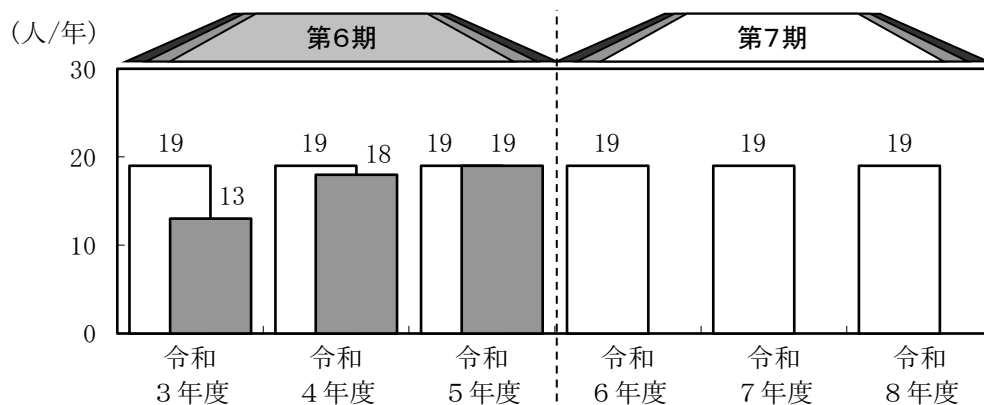
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	19	19	19	19	19	19
実績値	人/年	13	18	19	—	—	—
計画と実績の差		△6	△1	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



ウ) 相談支援事業

ウ)-1 障害者相談支援事業

障がいのある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、自立支援協議会の運営等を行います。

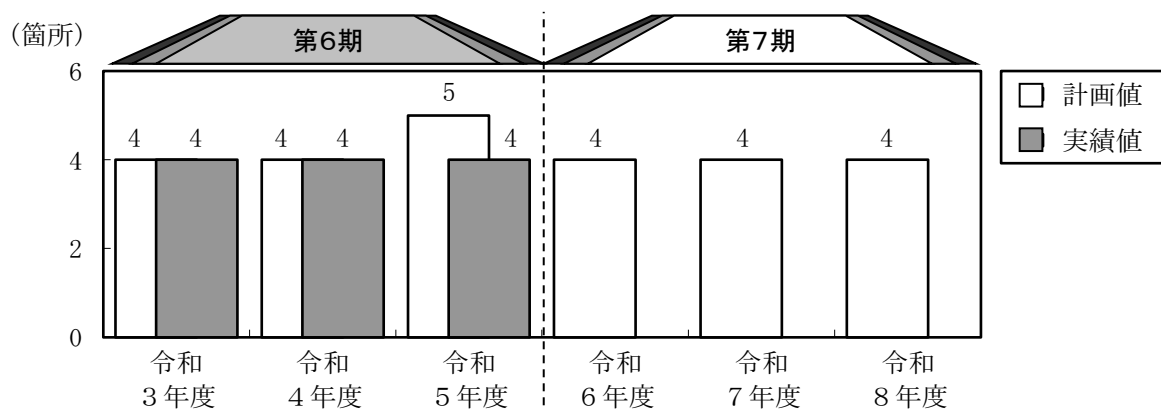
【実施に関する考え方】

市内4中学校区に地区相談を配置。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	4	4	5	4	4	4
実績値	箇所	4	4	4	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



ウ-2 基幹相談支援センター

障がい者等基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業者と連携の強化を図り、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者やその保護者等の相談支援を総合的に行っていきます。障がい等のある方々が身近な地域で相談でき、最適なサービスを受けることができるよう地域全体の相談支援体制の一層の充実を図っていきます。

【実施に関する考え方】

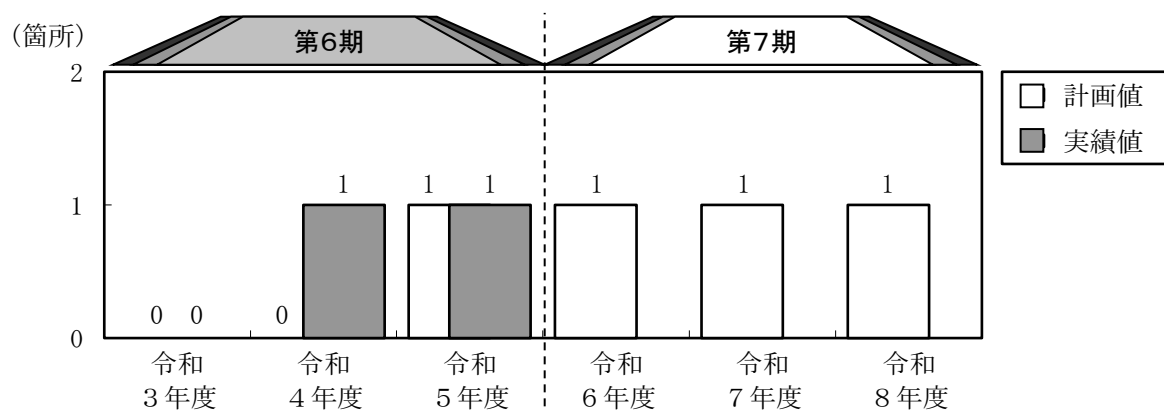
令和4年度より市直営で基幹相談支援センター設置。実利用見込み者数については基幹相談支援センター等機能強化事業の令和4年度実績（一般相談 3,370 名）の 50%を令和4年度実績として見込む。同数値を令和6年度以降にも見込む。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	1	1	1	1
実績値	箇所	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	1	0			

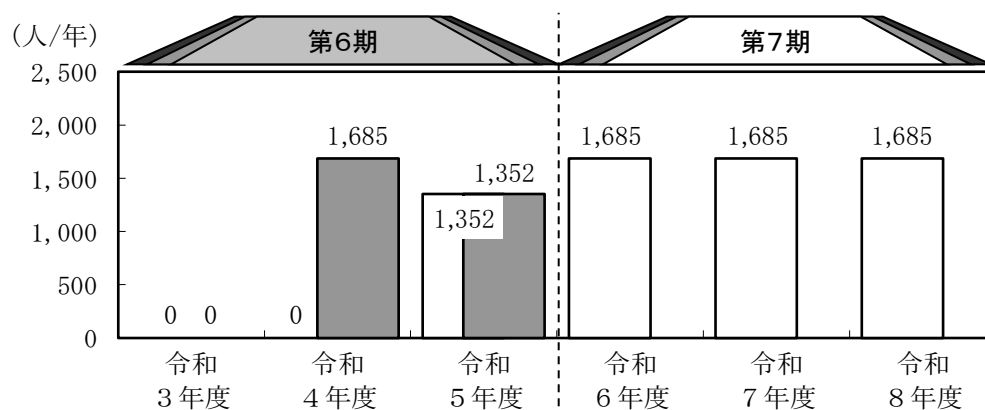
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	0	1,352	1,685	1,685	1,685
実績値	人/年	0	1,685	1,352	—	—	—
計画と実績の差		0	1,685	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



ウ)-3 基幹相談支援センター等機能強化事業

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。

【実施に関する考え方】

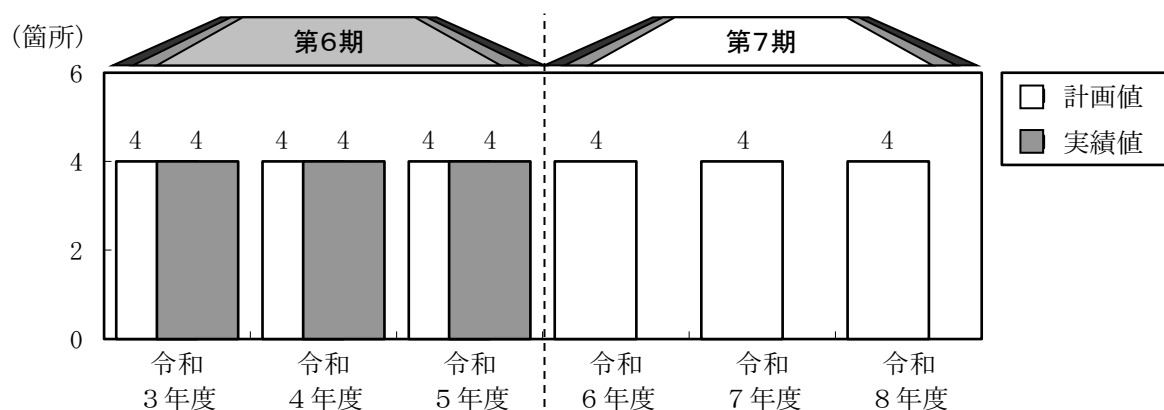
見込み者数については、令和3年度と令和4年度利用者数を合計した平均(小数点以下切り上げ)を令和6年度以降に見込む。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	4	4	4	4	4	4
実績値	箇所	4	4	4	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

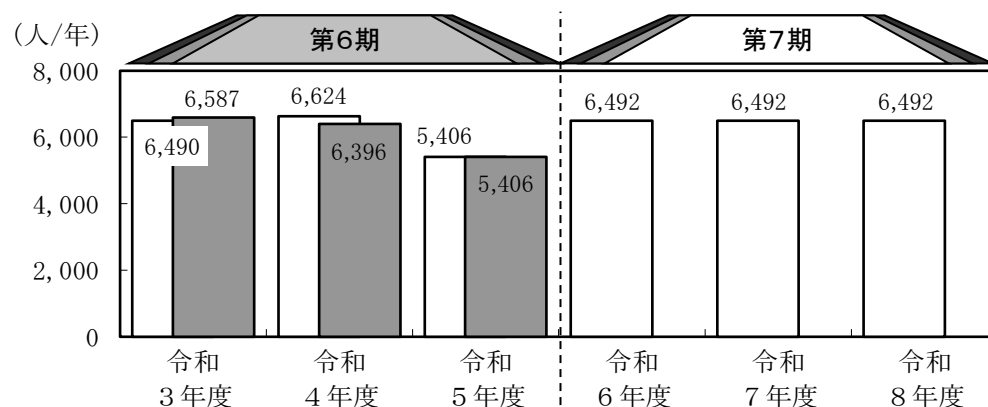
利用実人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	6,490	6,624	5,406	6,492	6,492	6,492
実績値	人/年	6,587	6,396	5,406	—	—	—
計画と実績の差		97	△228	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



ウ) -4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望するが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援を行う事業です。市では現在未実施となっています。

【実施に関する考え方】

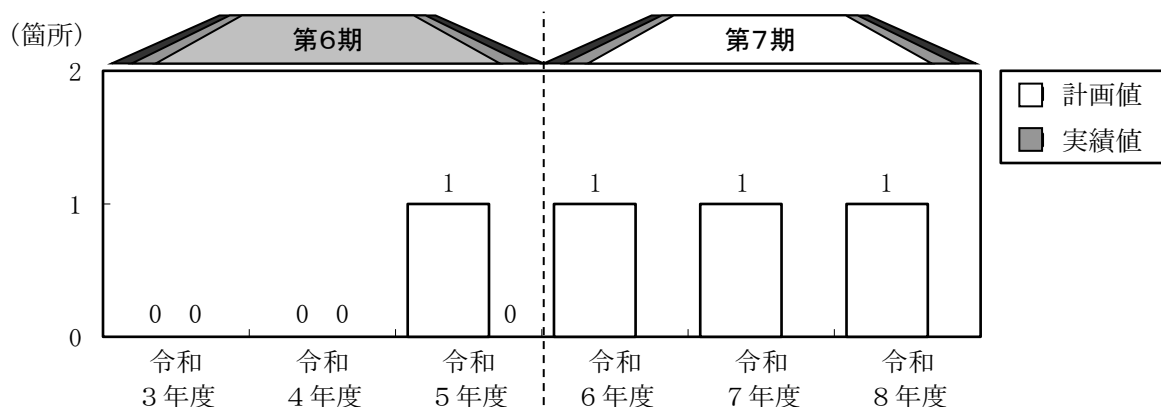
賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者の入居のための支援事業の実施に取り組む。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	1	1	1	1
実績値	箇所	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

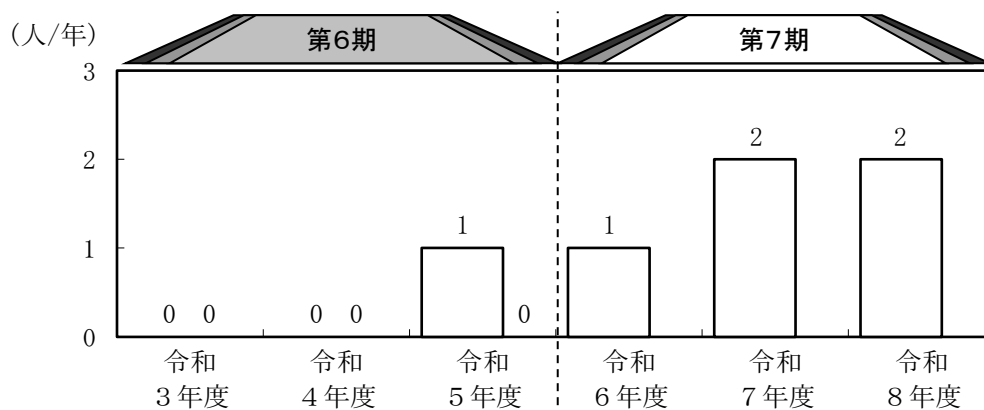
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	0	1	1	2	2
実績値	人/年	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



1) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた、知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

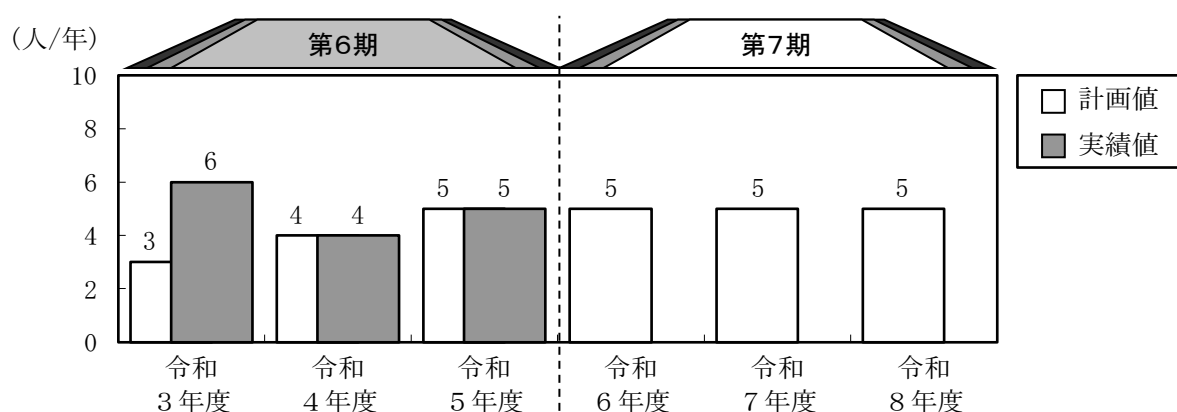
【実施に関する考え方】

直近3か年(令和2年度から令和4年度)の利用者数の平均(小数点以下切り上げ)を令和6年度以降に見込む。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3	4	5	5	5	5
実績値	人/年	6	4	5	—	—	—
計画と実績の差		3	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



2) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業とは、成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業を言います。

具体的には、次の事業が行われます。

- ① 法人後見実施のための研修
- ② 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ③ 法人後見の適正な活動のための支援
- ④ その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

【実施に関する考え方】

本市では、関係機関とも連携しながら、法人後見人活動支援に向けて、成年後見制度法人後見支援事業の実施に取り組めます。

か)意思疎通支援事業

か-1 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

手話通訳者の配置を行っています。

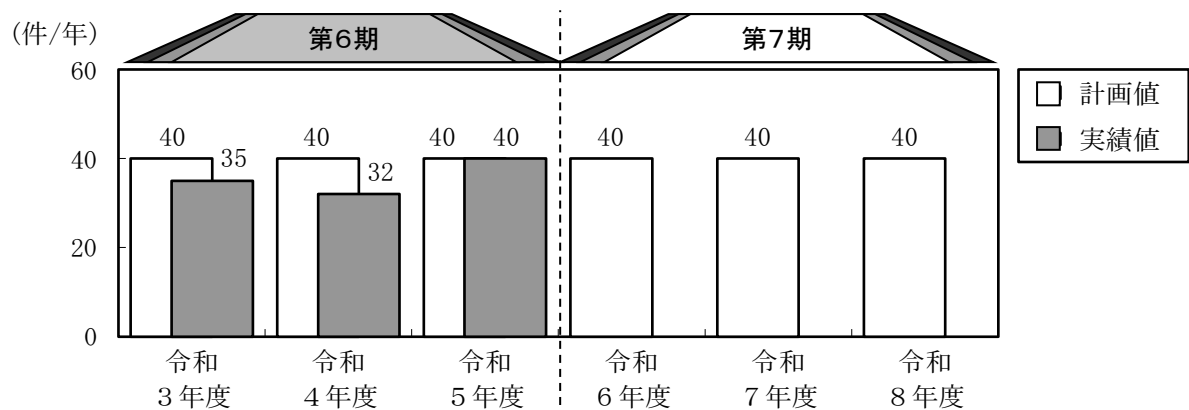
【実施に関する考え方】

障がい福祉課に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者等の来庁時の対応や、登録手話通訳者のコーディネート支援を行う。

実利用件数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	件/年	40	40	40	40	40	40
実績値	件/年	35	32	40	—	—	—
計画と実績の差		△5	△8	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実利用件数】



か)-2 手話通訳者設置事業

手話通訳者を3人配置し、来庁者への支援を行っています。

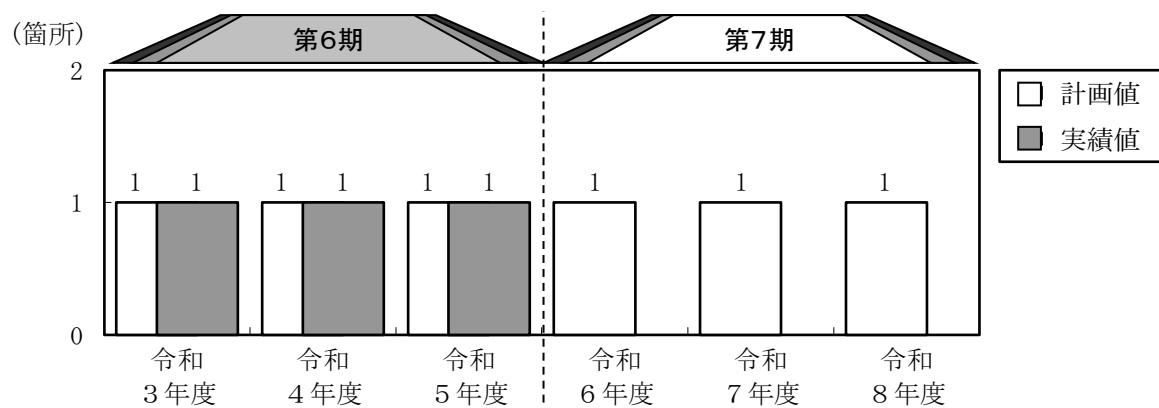
【実施に関する考え方】

障がい福祉課に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者等の来庁時の対応や、登録手話通訳者のコーディネート支援を行う。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



㌵) 日常生活用具給付事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付を行います。日常生活用具給付事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。

種 類	内 容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付事業

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1,493	1,494	1,496	1,496	1,496	1,496
実績値	人/年	1,617	1,501	1,496	—	—	—
計画と実績の差		124	7	0			

※日常生活用具給付事業は、「①介護・訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

㌵)-1 介護・訓練支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	10	10	10	10	10	10
実績値	人/年	9	7	10	—	—	—
計画と実績の差		△1	△3	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㌵)-2 自立生活支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	26	26	26	26	26	26
実績値	人/年	20	18	26	—	—	—
計画と実績の差		△6	△8	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦-3 在宅療養等支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	21	20	20	20	20	20
実績値	人/年	17	28	20	—	—	—
計画と実績の差		△4	8	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦-4 情報・意思疎通支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	31	31	31	31	31	31
実績値	人/年	22	19	31	—	—	—
計画と実績の差		△9	△12	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

㊦-5 排泄管理支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1,397	1,397	1,397	1,397	1,397	1,397
実績値	人/年	1,547	1,428	1,397	—	—	—
計画と実績の差		150	31	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

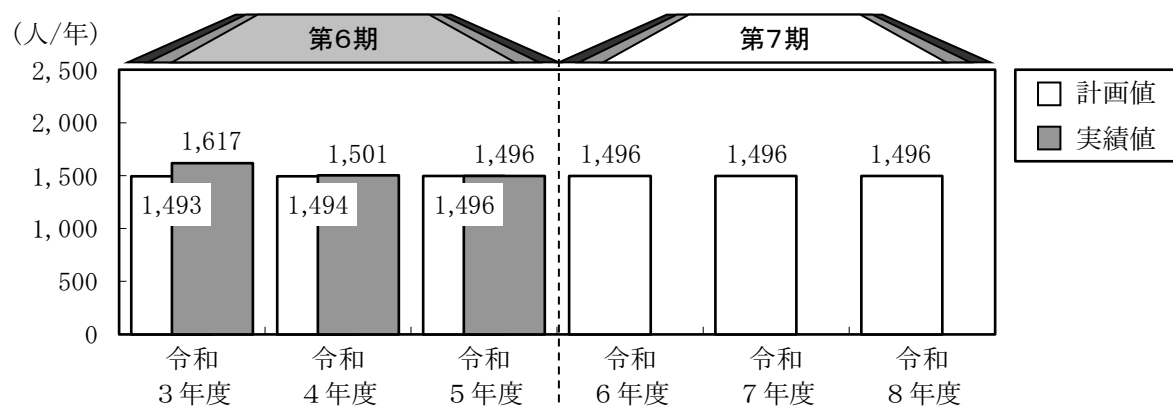
㊦-6 居住生活動作補助用具(住宅改修費)

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	8	10	12	12	12	12
実績値	人/年	2	1	12	—	—	—
計画と実績の差		△6	△9	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

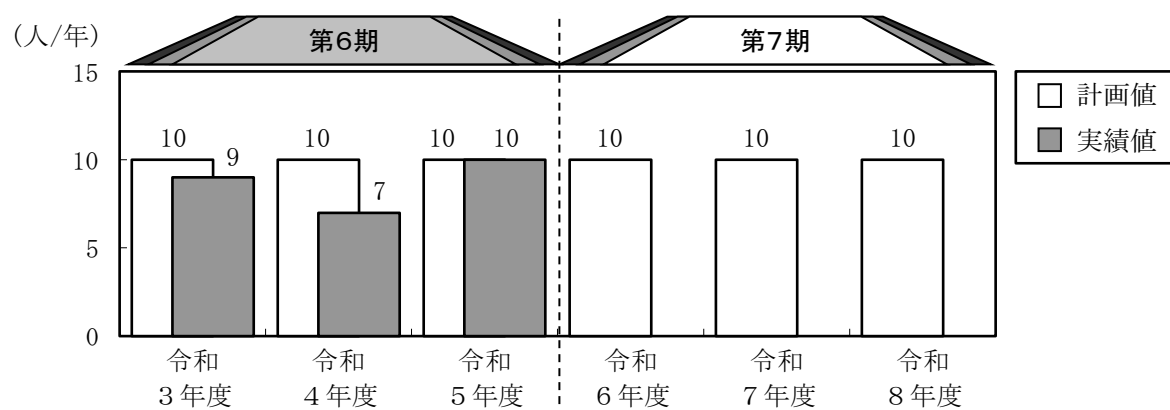
㊦) 日常生活用具給付等事業

【実利用人数】



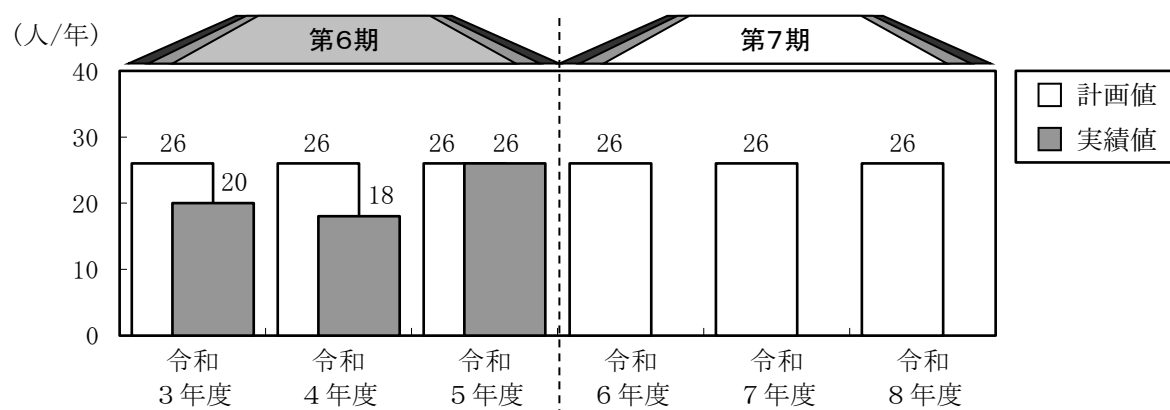
㊦)-1 介護・訓練支援用具

【実利用人数】



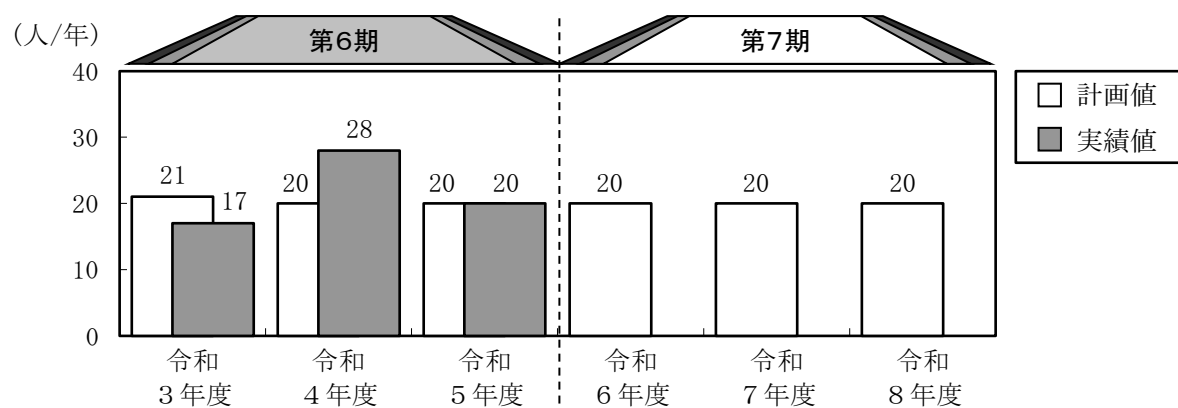
㊦)-2 自立生活支援用具

【実利用人数】



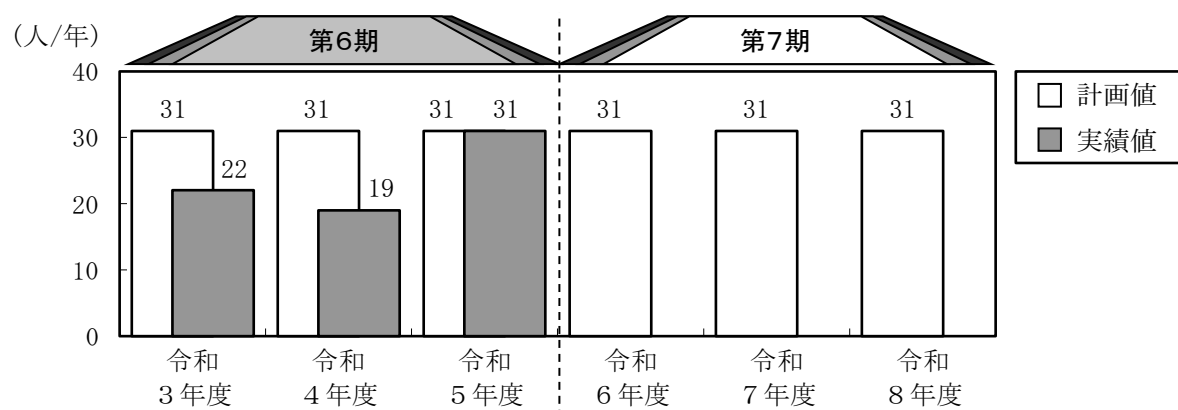
㊦-3 在宅療養等支援用具

【実利用人数】



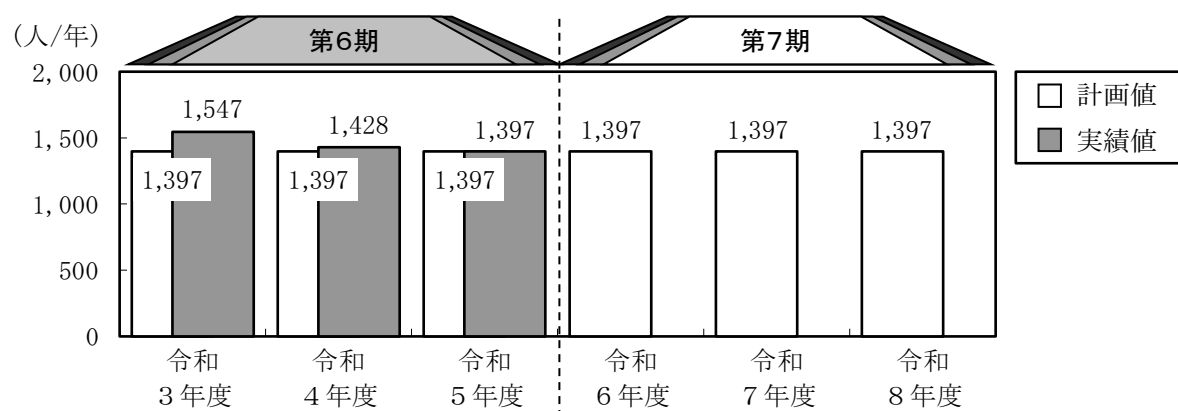
㊦-4 情報・意思疎通支援用具

【実利用人数】



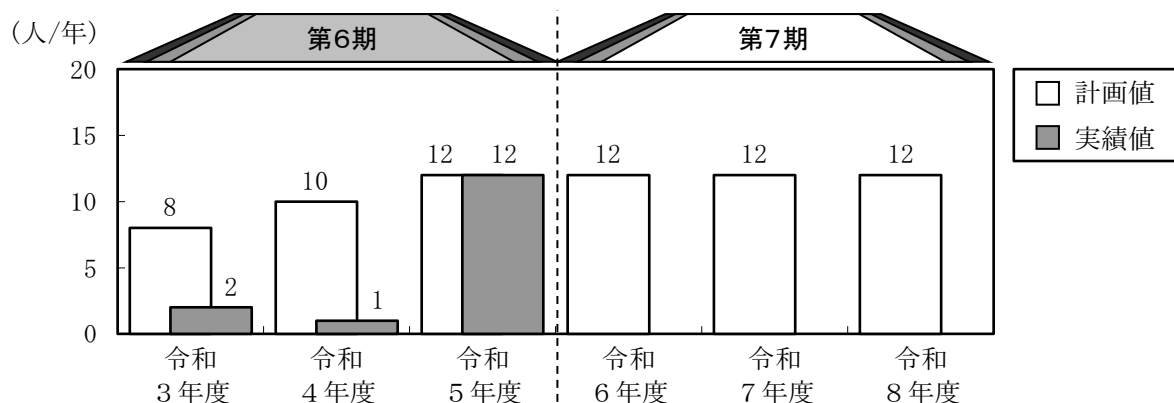
㊦-5 排泄管理支援用具

【実利用人数】



キ)-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

【実利用人数】



ク) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

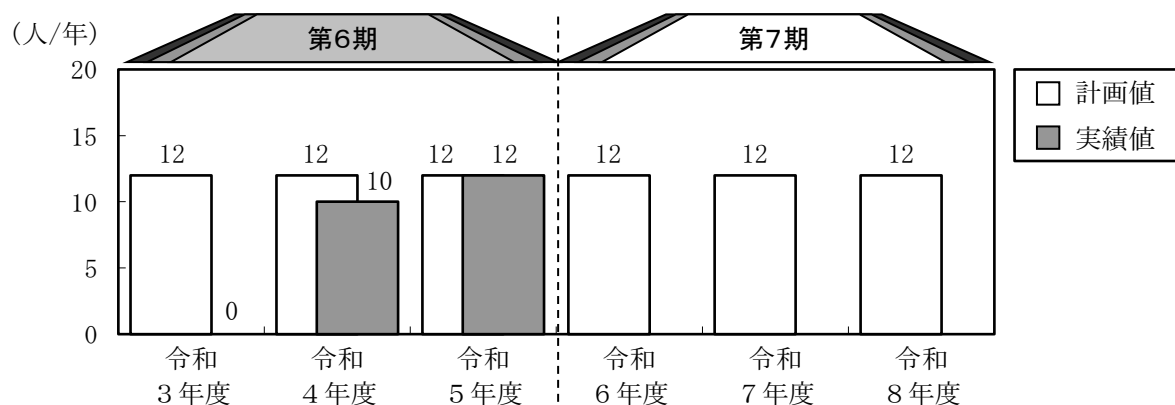
【実施に関する考え方】

聴覚障がい者等への理解と、コミュニケーションの円滑化を図るために、日常会話に必要な手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成を行う。

修了見込み者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	12	12	12	12	12	12
実績値	人/年	0	10	12	—	—	—
計画と実績の差		△12	△2	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【修了見込み者数】



㌾移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。本市では、「個別支援型」と「グループ支援型」を実施しています。

【実施に関する考え方】

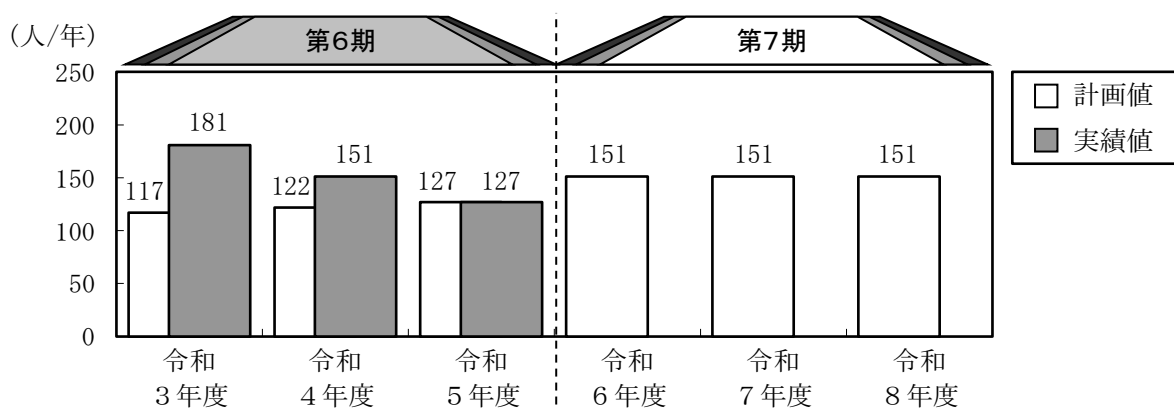
移動支援事業は、「個別支援型」と「グループ支援型」を実施します

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	117	122	127	151	151	151
実績値	人/年	181	151	127	—	—	—
計画と実績の差		64	29	0			

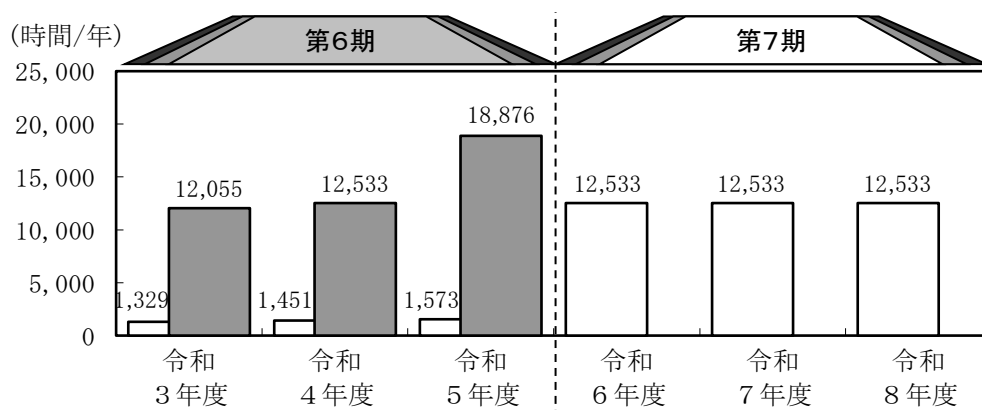
延利用時間	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/年	1,329	1,451	1,573	12,533	12,533	12,533
実績値	時間/年	12,055	12,533	18,876	—	—	—
計画と実績の差		10,726	11,082	17,303			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



【延利用時間】



2) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者が地域で日中活動できる場(居場所)を作るために、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。

【基礎的事業】 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。	+	【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の3種類の事業があります。
		〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
		〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
		〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。

【実施に関する考え方】

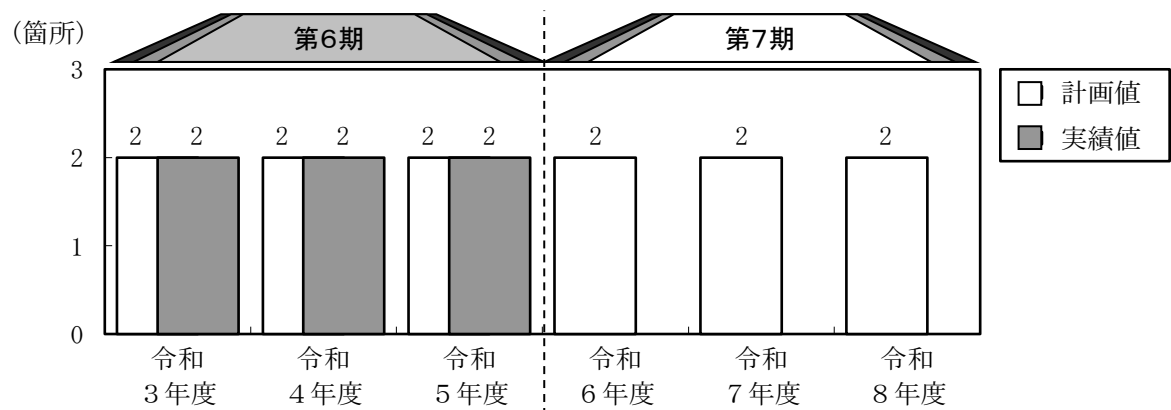
地域活動支援センターは2か所設置しています。今後も2か所を継続し、障がい者の活動の場を確保します。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	2	2	2	2	2	2
実績値	箇所	2	2	2	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

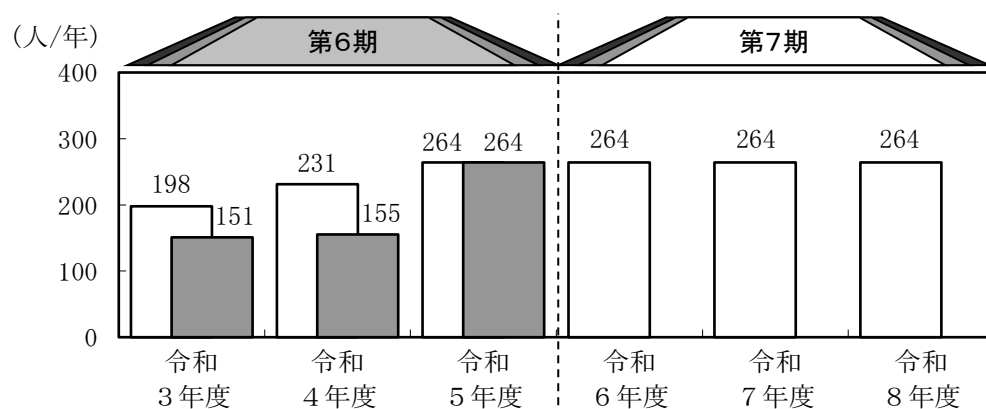
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	198	231	264	264	264	264
実績値	人/年	151	155	264	—	—	—
計画と実績の差		△47	△76	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



②任意事業

7) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳等の方法により、事業の紹介、生活情報などの情報提供を定期的に行います。

【実施に関する考え方】

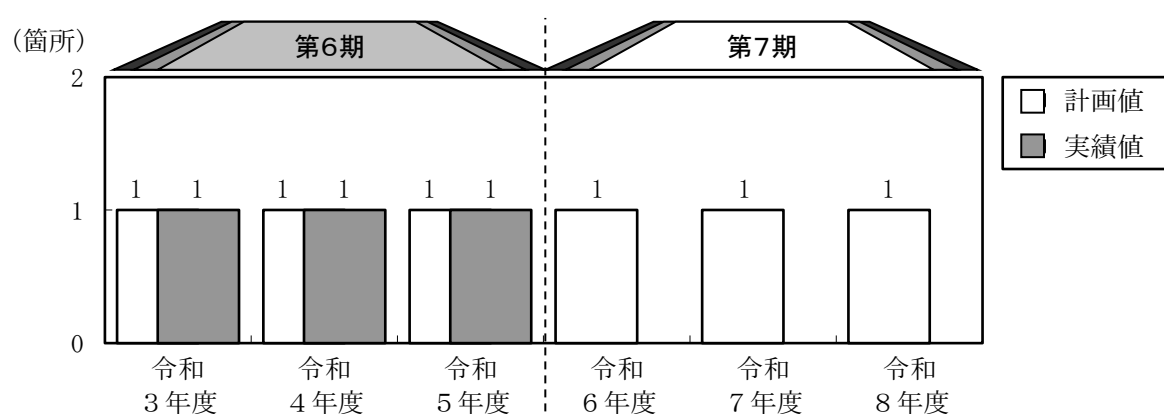
引き続き社会福祉協議会に委託し、市報や社協だよりなどの情報を「点訳サービス」と「朗読サービス」により提供していきます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

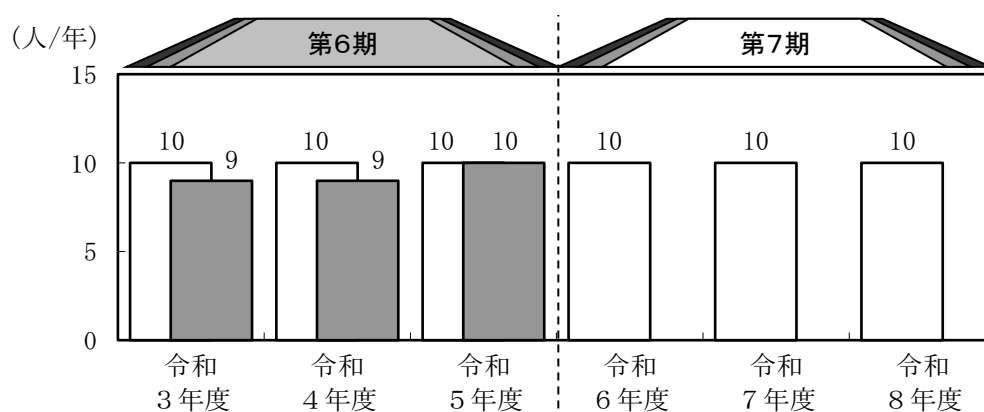
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	10	10	10	10	10	10
実績値	人/年	9	9	10	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



1) 点字講座（奉仕員養成研修）

視覚障がい者の活動を支援する点字奉仕員を養成するための点字講座を隔年で開催します。

【実施に関する考え方】

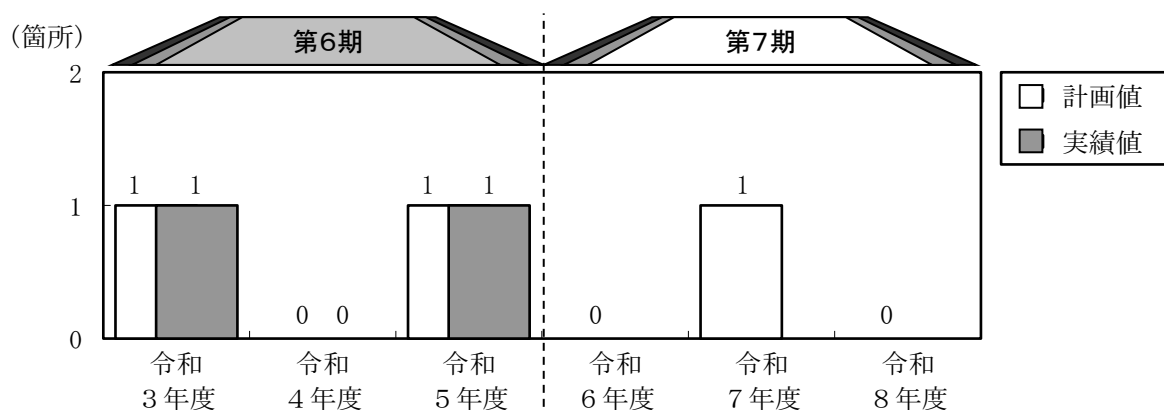
引き続き社会福祉協議会に委託し、点字講座を開催していきます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	0	1	0	1	0
実績値	箇所	1	0	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0	0		

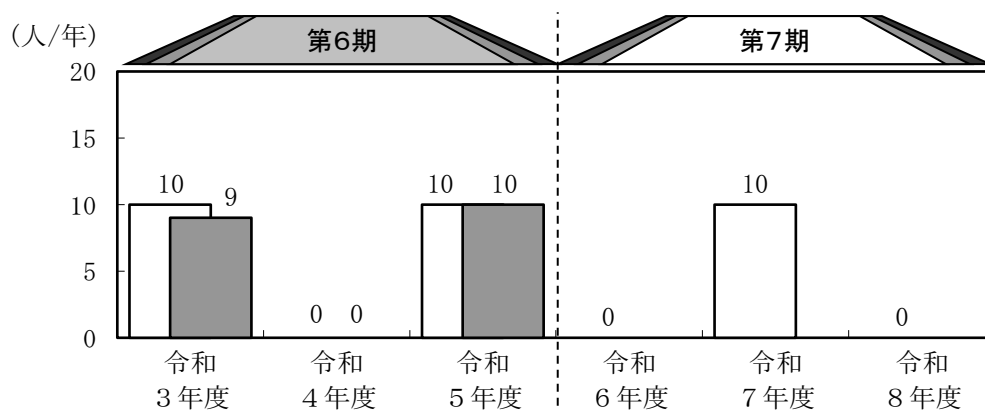
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	10	0	10	0	10	0
実績値	人/年	9	0	10	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



ウ) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がい者の社会参加を促進するために、障害手帳を所持する方の自動車運転免許取得費用の一部及び重度身体障がい者が自ら運転する車両の改造費の一部を助成します。

【実施に関する考え方】

引き続き社会福祉協議会に委託し、免許取得費用及び車両改造費の一部を助成します。

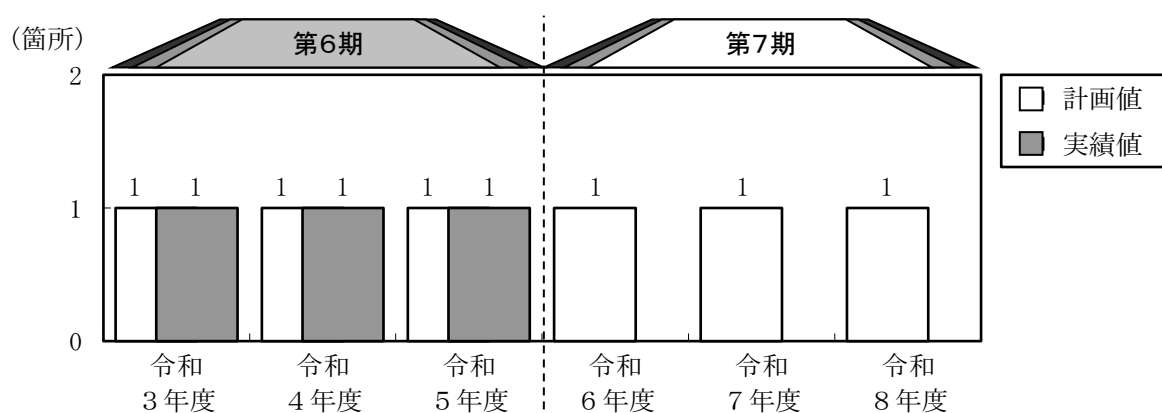
また、自動車改造費の助成については、対象となる障がいの種別・等級の範囲について検討します。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0	0		

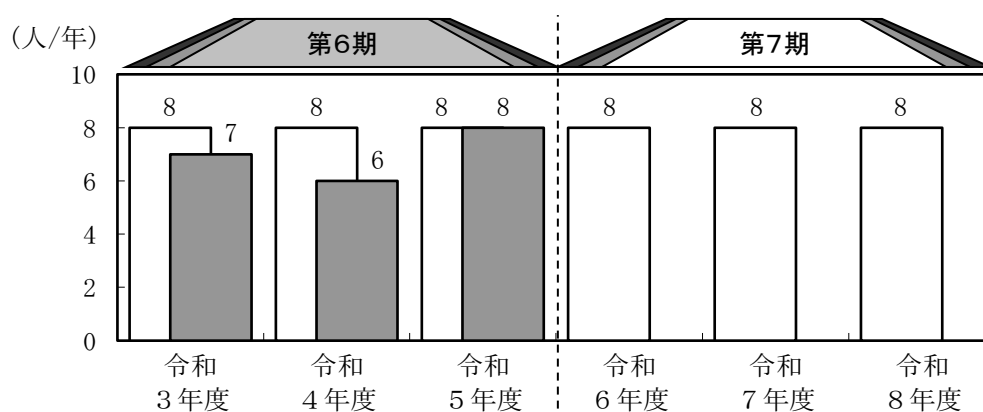
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	8	8	8	8	8	8
実績値	人/年	7	6	8	—	—	—
計画と実績の差		△1	△2	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



1) 重度身体障害者移動支援事業

車いすを利用する障がい者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るために、リフト付き車両（福祉車両）の貸し出しを行います。

【実施に関する考え方】

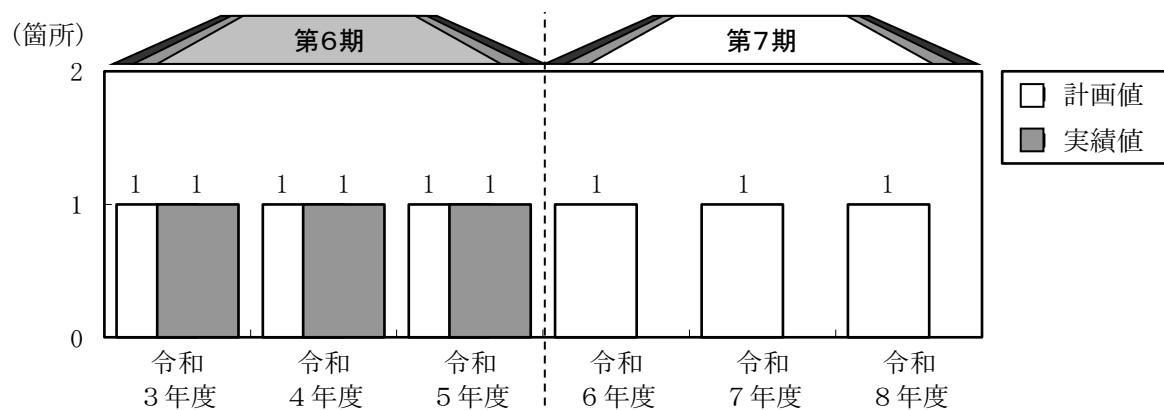
引き続き社会福祉協議会に委託し、リフト付き車両の貸し出しを行います。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

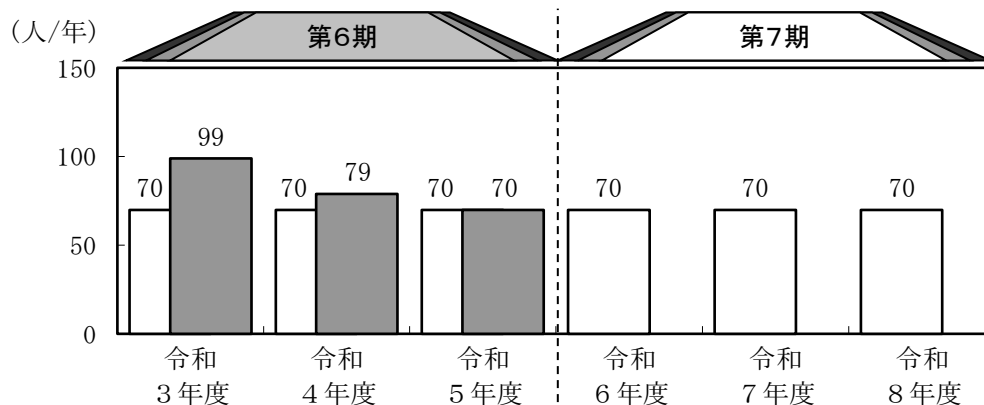
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	70	70	70	70	70	70
実績値	人/年	99	79	70	—	—	—
計画と実績の差		29	9	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



わ) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

【実施に関する考え方】

介護を行う家族の負担軽減に繋がるサービスであり、今後とも必要なサービスである。

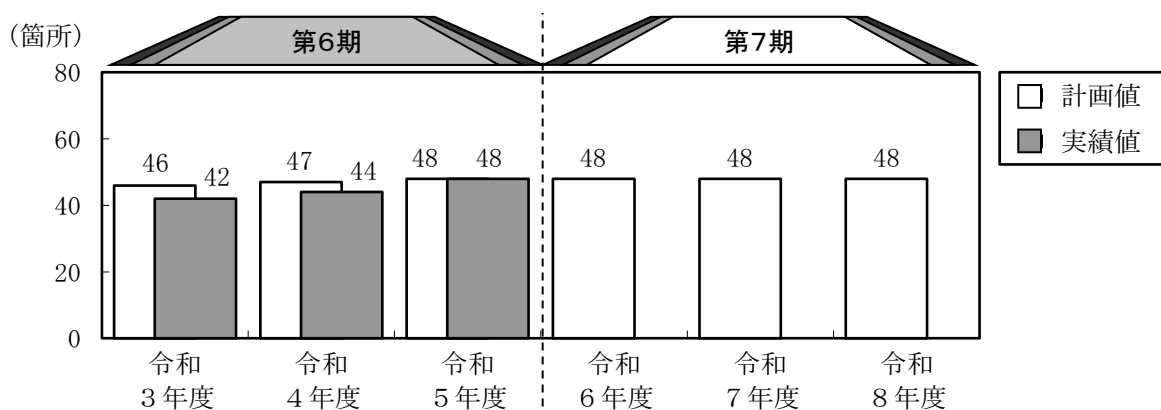
実施箇所数、実利用人数について現状を見込みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	46	47	48	48	48	48
実績値	箇所	42	44	48	—	—	—
計画と実績の差		△4	△3	0			

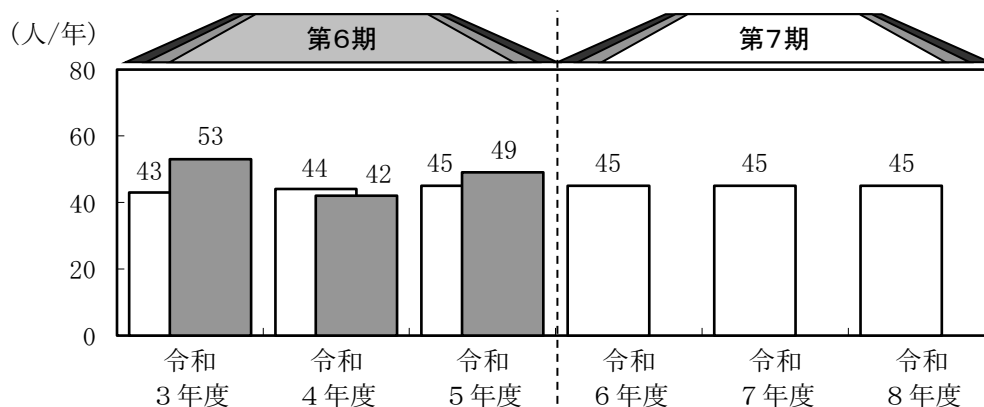
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	43	44	45	45	45	45
実績値	人/年	53	42	49	—	—	—
計画と実績の差		10	△2	4			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



(3) 地域生活支援促進事業（市町村事業）

地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、より促進すべき事項として国が定めた事業です。

7) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施している事業です。

7)-1 市町村障害者虐待防止センターの体制整備

基幹相談支援センター機能の充実により、障害者虐待防止センターにおける相談対応の強化を図り、虐待に陥らないよう未然の対応を図っていきます。

【実施に関する考え方】

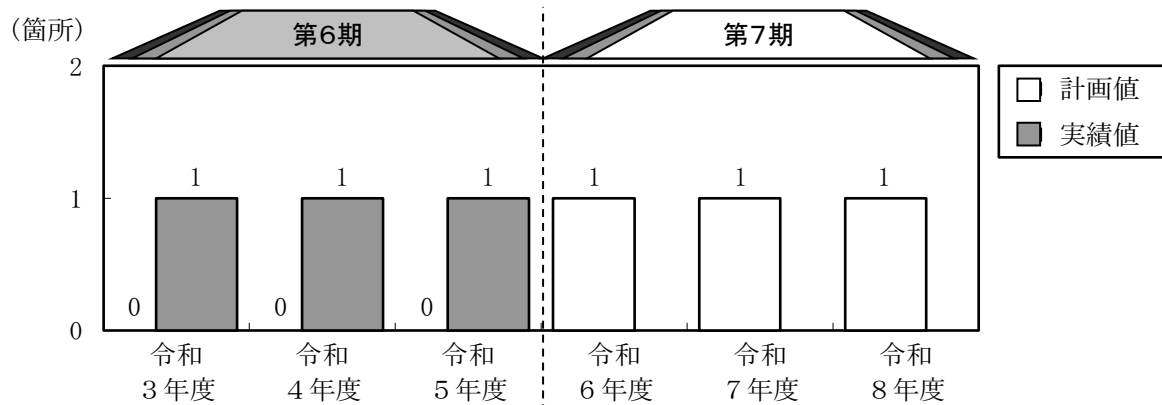
市直営にて設置した基幹相談支援センター内に社会福祉士等の専門職を配置。虐待事案が発生した際は課長、係長、査察指導員を含む組織的に取り組む。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

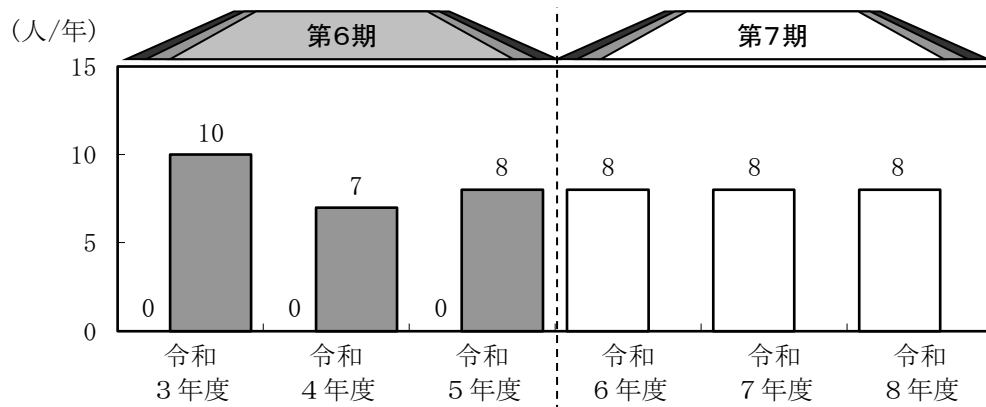
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	8	8	8
実績値	人/年	10	7	8	—	—	—
計画と実績の差		10	7	8			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



7)-2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備

地域の実情に応じ、関係機関、地域、住民などの連携、協力体制を整備するための事業です。

【実施に関する考え方】

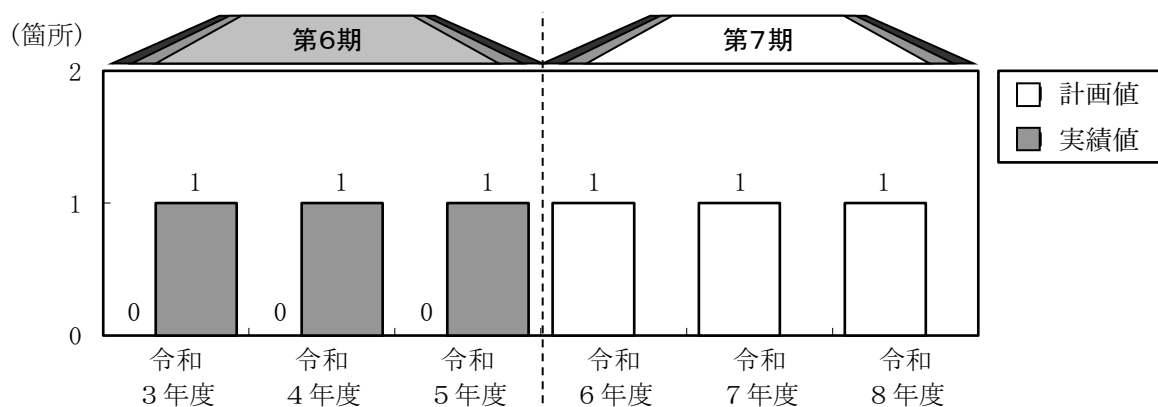
福祉総務課、介護長寿課、障がい福祉課等の関係部署で、地域における体制整備について調査、研究から取り組みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

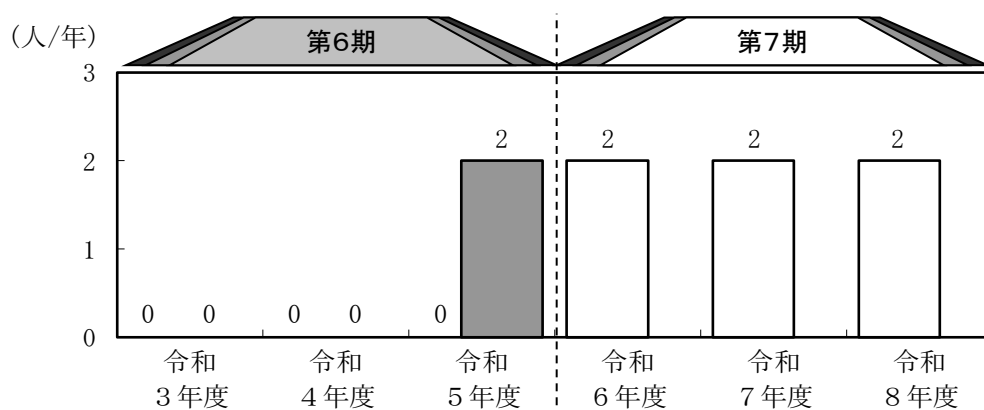
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	2	2	2
実績値	人/年	0	0	2	—	—	—
計画と実績の差		0	0	2			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



7)-3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修

地域の連携体制を構成する団体等の構成員や地域住民等の関係者の資質向上を図るための事業です。

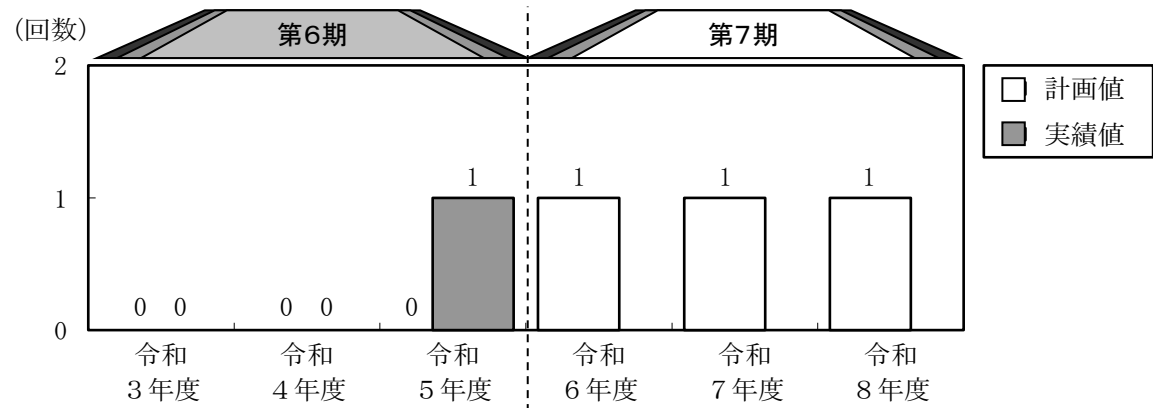
【実施に関する考え方】

基幹相談支援センターにおいて関係者向けの障がい者虐待防止に関する研修を年1回の実施に向けて取組んでいく。

研修開催数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回数	—	—	—	1	1	1
実績値	回数	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【研修開催数】



7)-4 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業

障害者虐待防止法に関する事項や権利擁護に関する事項に係る研修や障害者虐待防止、権利擁護の普及・啓発する事業です。

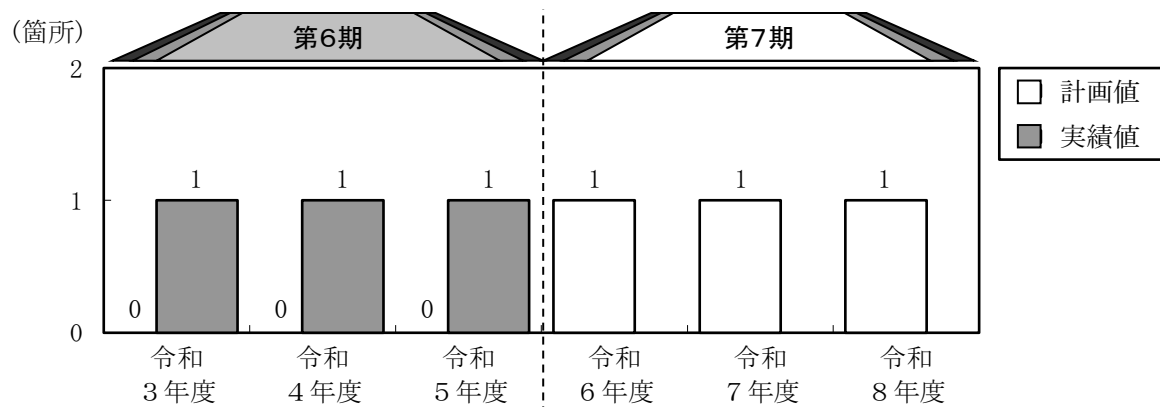
【実施に関する考え方】

基幹相談支援センターにおいて関係者向けの障がい者虐待防止に関する研修を年1回の実施に向けて取組んでいく。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



イ) 障がい理解・啓発事業

イ)-1 ペアレント・トレーニング講座

- ・行動療法に基づく効果的な子どもとの適した関わり法を学ぶ研修

【実施に関する考え方】

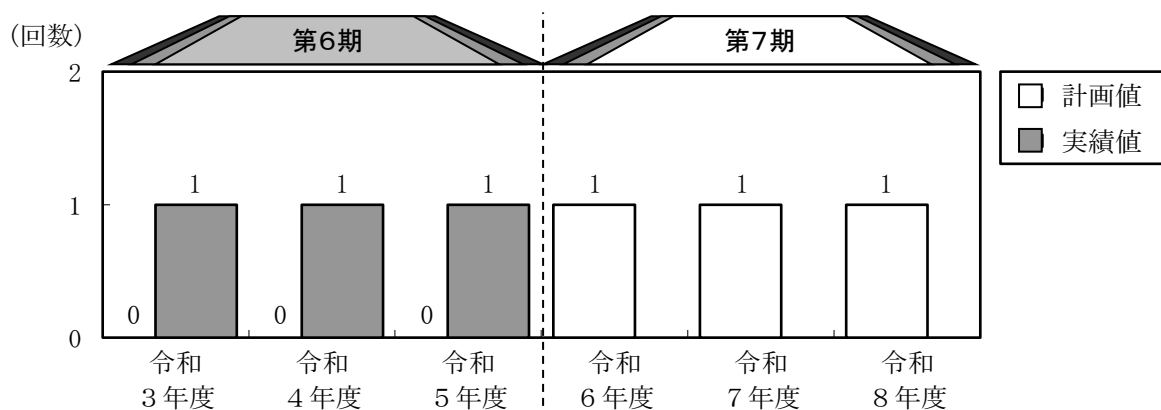
今後も継続し取り組む。

開催数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回数	—	—	—	1	1	1
実績値	回数	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

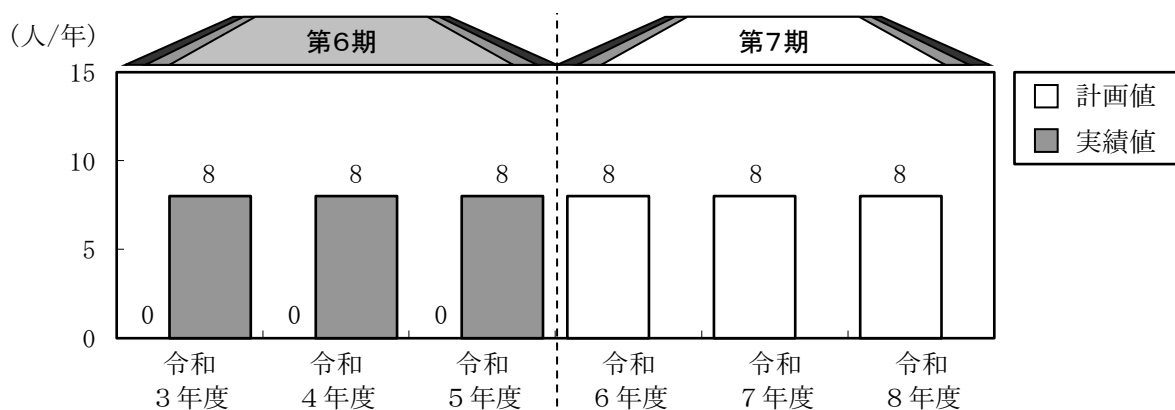
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	8	8	8
実績値	人/年	8	8	8	—	—	—
計画と実績の差		8	8	8			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【開催数】



【実利用人数】



【地域生活支援事業（必須事業）の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	13	15	55	60	60	60
自発的活動支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	13	18	19	19	19	19
相談支援事業								
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4
	実施箇所数	人	0	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	1,685	1,352	1,685	1,685	1,685
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4
	実利用人数	人/年	6,587	6,396	5,406	6,492	6,492	6,492
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	0	0	1	2	2
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	6	4	5	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	件/年	35	32	40	40	40	40
	手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	1,617	1,501	1,496	1,496	1,496	1,496
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	9	7	10	10	10	10
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	20	18	26	26	26	26
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	17	28	20	20	20	20
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	22	19	31	31	31	31
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	1,547	1,428	1,397	1,397	1,397	1,397
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用人数	人/年	2	1	12	12	12	12
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	0	10	12	12	12	12
移動支援事業	実利用人数	人/年	181	151	127	151	151	151
	延利用時間	時間/年	12,055	12,533	18,876	12,533	12,533	12,533
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	151	155	264	264	264	264

※令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援事業(任意事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
点字・声の広報等発行事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	9	9	10	10	10	10
点字講座 (奉仕員養成研修)	実施箇所数	箇所	1	0	1	0	1	0
	実利用人数	人/年	9	0	10	0	10	0
自動車運転免許取得・ 改造費助成事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	7	6	8	8	8	8
重度身体障害者移動 支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	99	79	70	70	70	70
日中一時支援事業	実施箇所数	箇所	42	44	48	48	48	48
	実利用人数	人/年	53	42	49	45	45	45

※令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援促進事業(市町村事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者虐待防止対策支援事業								
市町村障害者虐待防止 センターの体制整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	10	7	8	8	8	8
地域の行政機関や福祉、医 療、司法等の専門機関、当 事者団体、民間団体、住民 等との連携協力体制の整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	0	0	2	2	2	2
市町村障害者虐待防止セン ターや障害者支援施設、障 害福祉サービス事業所の職 員、学校、保育所等、医療 機関、放課後児童クラブ等 の関係者等に対する研修	研修開催数	箇所	0	0	1	1	1	1
障害者虐待防止及び権利擁 護に関する普及・啓発事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
障がい理解・啓発事業								
ペアレント・トレーニング講座								
行動療法に基づく効果 的な子どもとの適した 関わり方を学ぶ研修	開催数	回数	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	8	8	8	8	8	8

※令和5年度は、見込みの数値。

第 3 章 第 3 期障がい児福祉計画

1. 成果目標

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

＜障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備＞

事 項	令和 4 年度末 の実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所	87	110	110	110
認定こども園	49	70	70	70
放課後児童健全育成事業	86	90	90	90
幼稚園	49	51	53	55

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和 8 年	国指針：令和 8 年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

■ 具体的な方法

本市においては、児童発達支援センターのハード面での整備が困難であることや、専門員の確保も厳しいことから、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障がい者相談支援事業所等との連携体制を構築し、令和 8 年度中の児童発達支援センターとしての機能確保を目指します。

② 保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

	構築時期	備 考
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和 8 年	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

市内の保育所等訪問支援事業所の他、圏域の事業所を含め児童発達支援センター機能並びに障がい者相談支援事業所と連携し体制構築を図る。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	令和8年	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

重症心身障がい児を受け入れてもらえる通所支援事業所が少ないことから、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に取り組む必要があります。

④ 医療的ケア児等総合支援事業（児童虐待防止等対策総合支援事業補助金）

④-1 子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場

地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。協議の場においては、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行う。

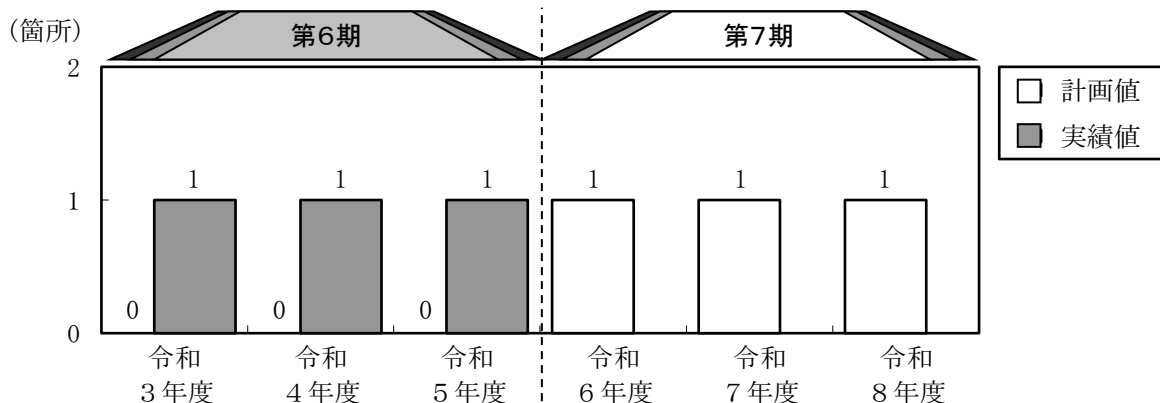
【実施に関する考え方】

子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、運営は、基幹相談支援センターが担う。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



④-2 医療的ケア児等の相談体制の整備

医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービスも多岐にわたっている。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと目的に配置する。

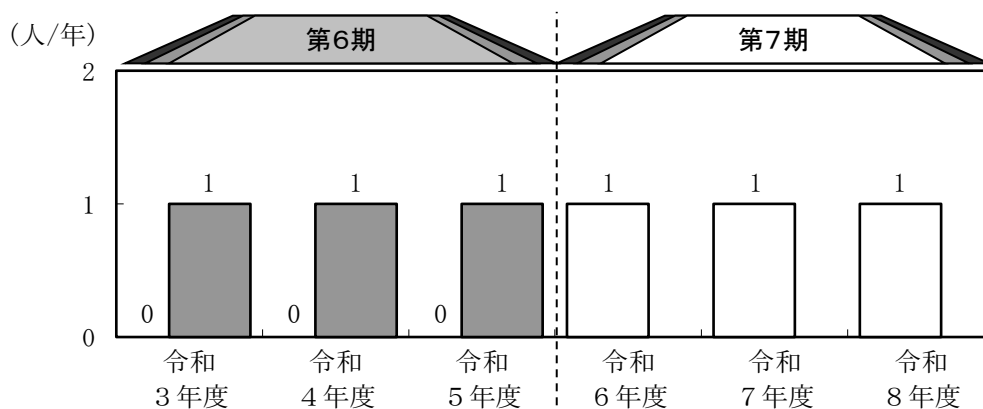
【実施に関する考え方】

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	1	1	1
実績値	人/年	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



④-3 併行通園事業の促進

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等について、保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)との併行通園を実施するため、障害児通所支援事業所は、保育所等との調整や事前準備及び保育所等に対するバックアップを行う。

【実施に関する考え方】

早期の開始をめざし、要綱の整備、事業所等への周知、対象者への広報等を具体的に進めていく。

④-4 医療的ケア児等とその家族への支援

医療的ケア児等とその家族が日中に安心して過ごせる場所の提供や開拓など居場所作り等の支援を行う。

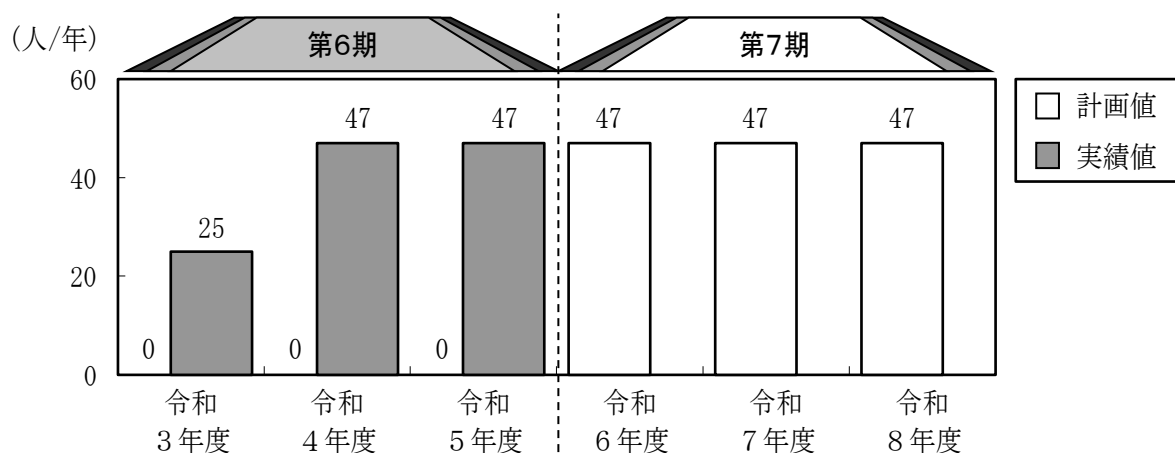
【実施に関する考え方】

医療的ケア児の実態調査から支援を求める多くの切実な声が寄せられ、喫緊の課題として捉えており、優先課題を整理し、着実に支援を進めていく。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	47	47	47
実績値	人/年	25	47	47	—	—	—
計画と実績の差		25	47	47			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



2. 第3期のサービス別見込量

(1) 障害児通所支援

7) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年(令和2年度から令和4年度)の増加数の平均19人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込も同様に8人を加算し算出。

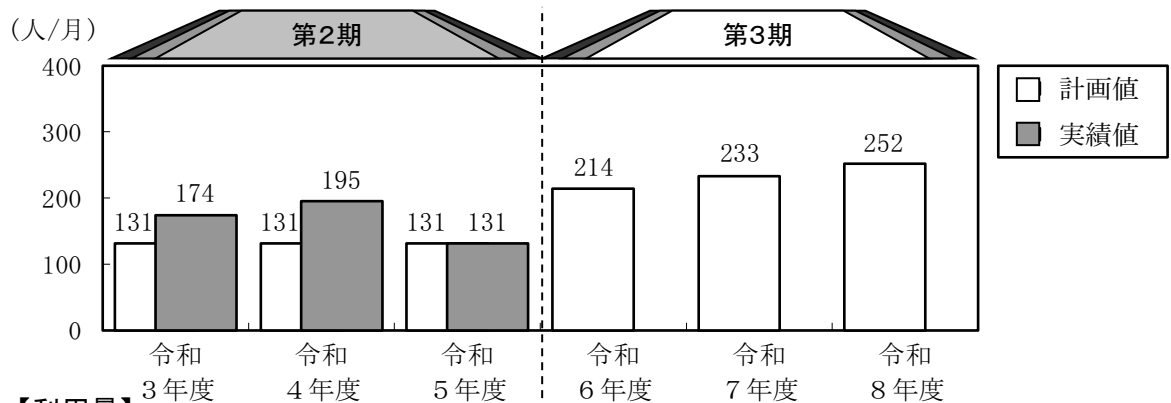
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	131	131	131	214	233	252
実績値	人/月	174	195	131	—	—	—
計画と実績の差		43	64	0			

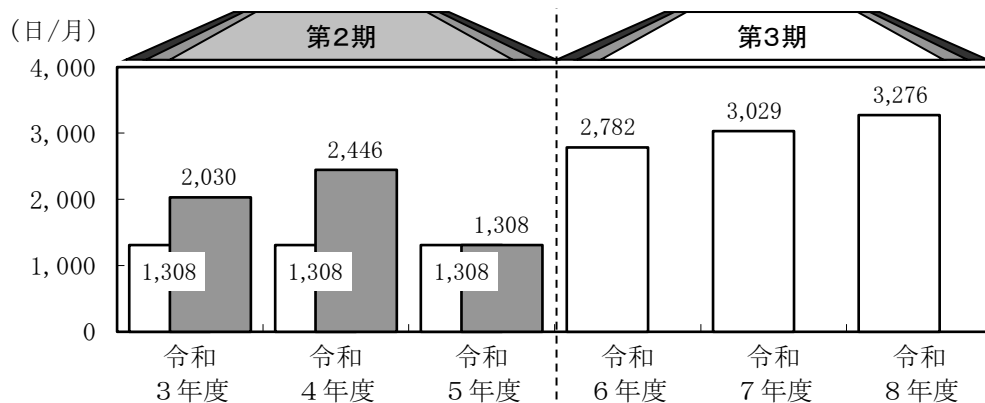
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	1,308	1,308	1,308	2,782	3,029	3,276
実績値	日/月	2,030	2,446	1,308	—	—	—
計画と実績の差		722	1,138	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1) 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年の平均利用者6人(小数点以下切り上げ)で令和6年度見込みを算出。令和7年度以降も同様。

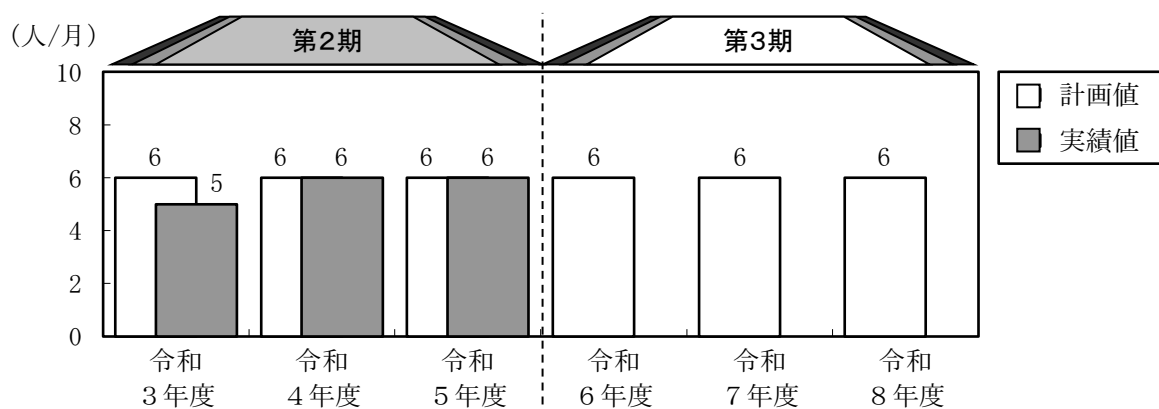
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	6	6	6	6	6	6
実績値	人/月	5	6	6	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	0			

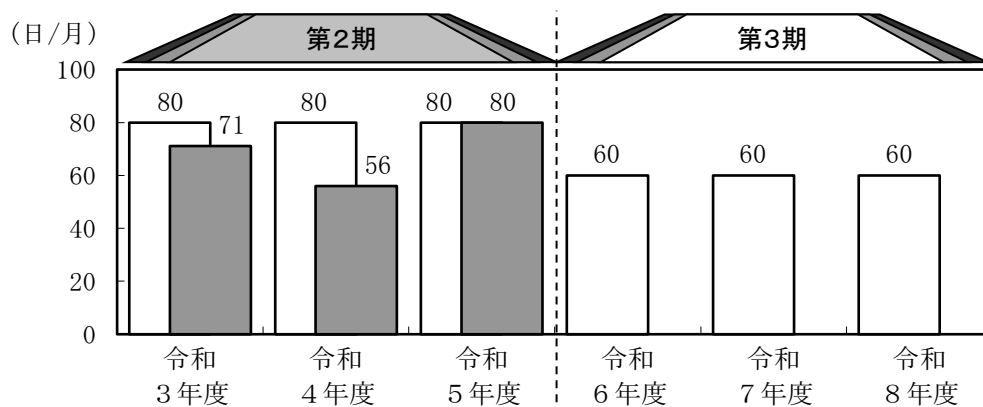
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	80	80	80	60	60	60
実績値	日/月	71	56	80	—	—	—
計画と実績の差		△9	△24	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ) 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年(令和2年度から令和4年度)の増加数の平均47人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込も同様に47人を加算し算出。

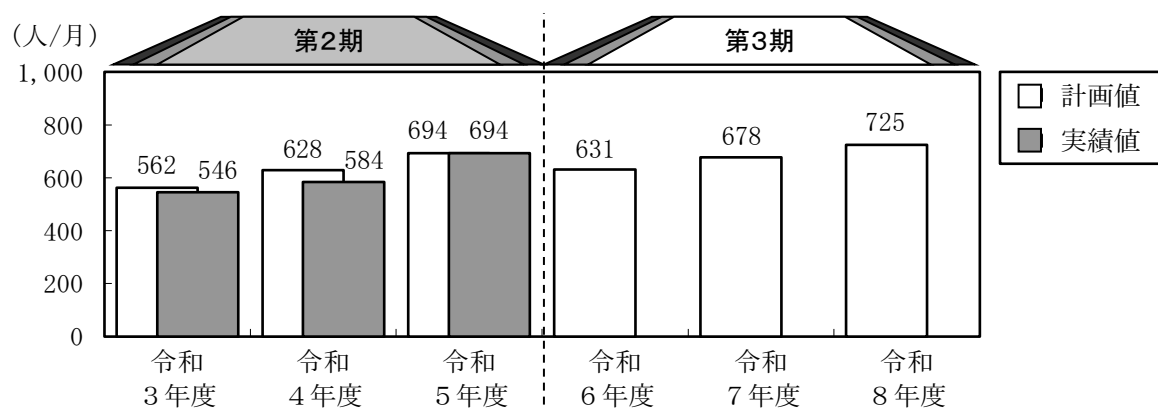
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	562	628	694	631	678	725
実績値	人/月	546	584	694	—	—	—
計画と実績の差		△16	△44	0			

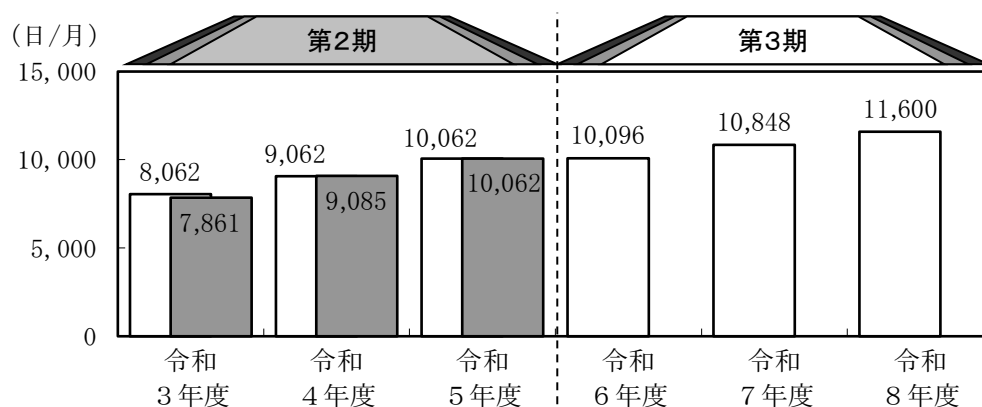
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	8,062	9,062	10,062	10,096	10,848	11,600
実績値	日/月	7,861	9,085	10,062	—	—	—
計画と実績の差		△201	23	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1) 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近3か年(令和2年度から令和4年度)の増加数の平均4人を令和4年度の実績に加算し、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込も同様に4人を加算し算出。

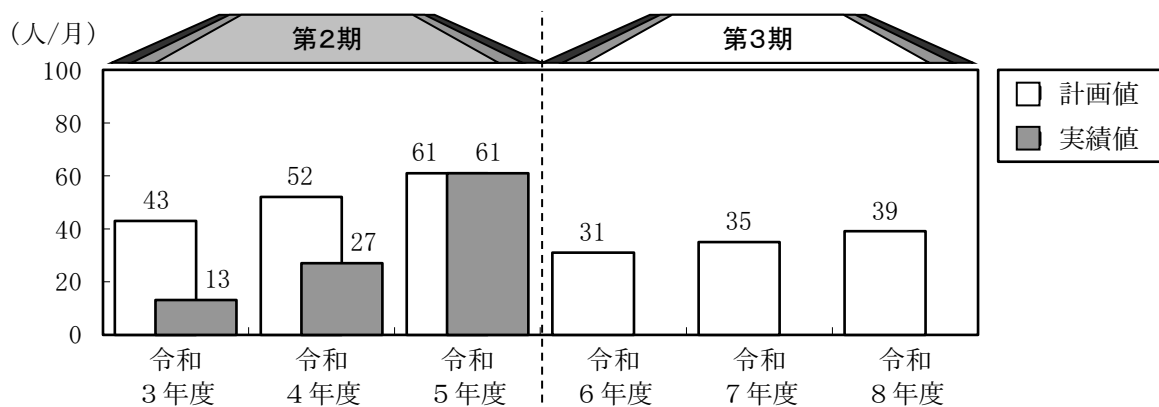
利用量については、利用者数に令和4年度の1人一月あたり平均利用量(小数点以下切り上げ)を乗じることで、令和6年度見込みを算出。令和7年度以降の見込量についても同様に算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	43	52	61	31	35	39
実績値	人/月	13	27	61	—	—	—
計画と実績の差		△30	△25	0			

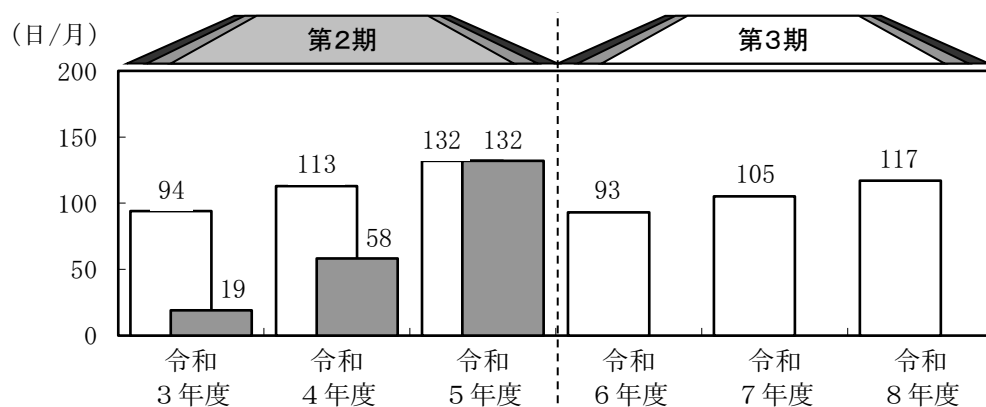
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	94	113	132	93	105	117
実績値	日/月	19	58	132	—	—	—
計画と実績の差		△75	△55	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



わ) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から新しく導入されたサービスです。重度の障害等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

直近 3 年間の利用がないため、令和 6 年度以降についても利用を見込まない。

利用者数	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	日/月	—	—	—	0	0	0
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和 5 年度は、見込みの数値。

か) 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する際、障害児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。

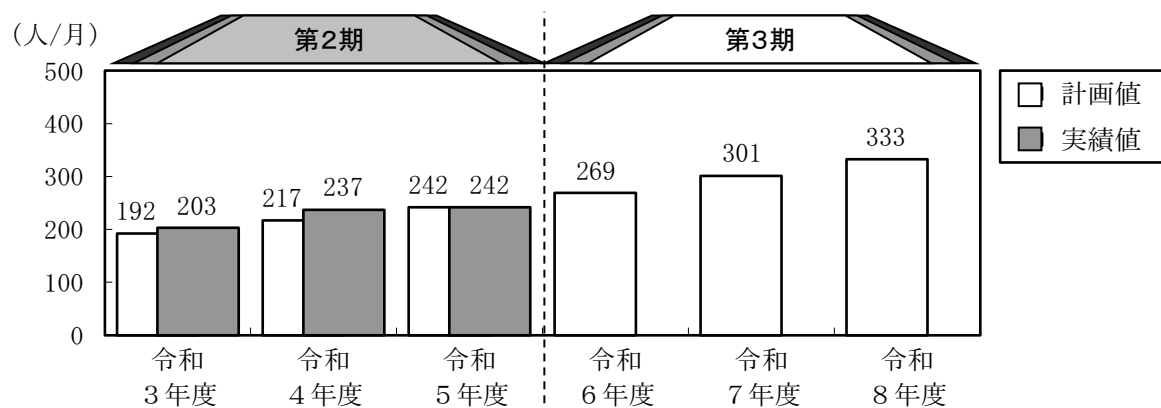
【見込み量の算出根拠】

利用者数については、直近 3 か年(令和 2 年度から令和 4 年度)の増加数の平均 32 人を令和 4 年度の実績に加算し、令和 6 年度見込みを算出。令和 7 年度以降の見込も同様に 32 人を加算し算出。

利用者数	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	人/月	192	217	242	269	301	333
実績値	人/月	203	237	242	—	—	—
計画と実績の差		11	20	0			

資料：障がい福祉課 ・ 令和 5 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【障害児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者	人/月	174	195	131	214	233	252
	利用量	日/月	2,030	2,446	1,308	2,782	3,029	3,276
医療型児童発達支援	利用者	人/月	5	6	6	6	6	6
	利用量	日/月	71	56	80	60	60	60
放課後等デイサービス	利用者	人/月	546	584	694	631	678	725
	利用量	日/月	7,861	9,085	10,062	10,096	10,848	11,600
保育所等訪問支援	利用者	人/月	13	27	61	31	35	39
	利用量	日/月	19	58	132	93	105	117
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者	人/月	203	237	242	269	301	333

※令和5年度は、見込みの数値。

(2) 障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援や重度障がい児が利用できる事業所の確保を図るなど、障害児通所支援の利用しやすい環境づくりに努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

第4章 計画の推進体制

1. 自立支援協議会を核とした関係機関等の連携

障がい児者の日常生活及び社会生活の自立を支援するための、多様なサービスの提供体制を整えていくには、福祉、保健、教育、労働等の行政関係機関のみならず、サービス事業所、医療機関、一般企業、関係団体など多岐に及ぶ連携が求められます。そうした多様な主体が連携・協力して計画を進めていくには、「宜野湾市地域自立支援協議会」を核とし、そのなかで関係機関等が連携を図るとともに、幅広い意見交換を行い、各年度におけるサービスの実施状況や進行状況を共有します。また、専門部会を含めた協議会の効果的な運営と実質的な議論の活性化を図り、計画の成果を上げるよう取り組みます。

2. 庁内連携の推進

「第5次宜野湾市障がい者基本計画」で示す「庁内計画推進体制の整備」と連動して、障がい福祉の担当課を中心に庁内各関係課と横断的な連携を図り、全庁的な取組として推進します。

3. 地域との連携

障がい児者が地域において自立した日常生活や社会生活を実現するには、法制度に基づくサービスの提供だけで足りるものではありません。福祉施設や医療機関から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、子ども・子育て支援の提供等も踏まえ、障がい児者が地域の一員として共に暮らしていけるように、地域社会の理解・協力(包含力)が大切となります。また、障害者総合支援法では「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目的として掲げています。

こうしたことを踏まえ、地域に対し障がい及び障がい児者への理解を深める取組を進めるとともに、障がい児者を地域で包みこみ、共に暮らせる共生社会の考え方の浸透を図ります。

4. 人材の確保・サービスの質の向上

多様なサービスの提供体制を整えて行くには、これに係る専門的な人材の確保とともに、サービスの質の向上を進めることが重要となります。しかし、障がいのある人の地域での多種多様な生活様式を支える人づくりは、一朝一夕に達成されるものではありません。

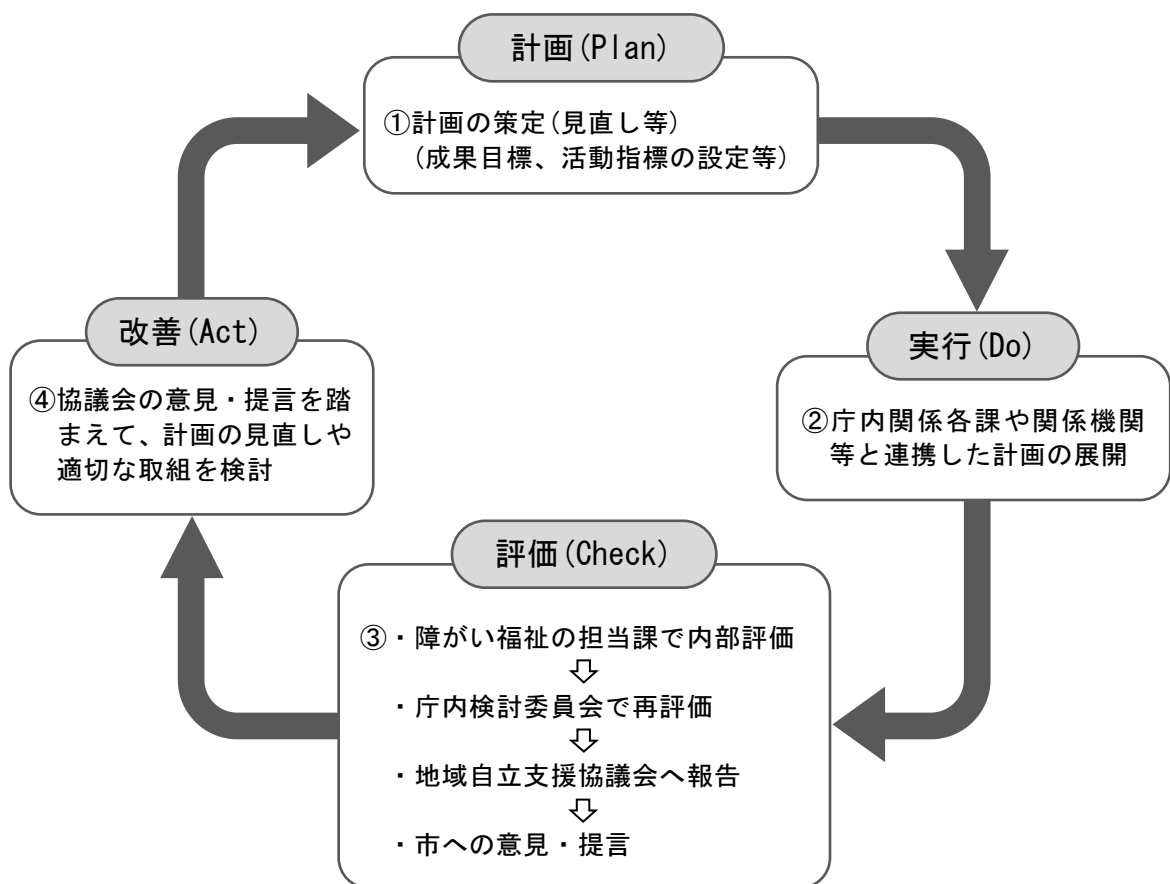
そのため、日頃から関係機関やサービス事業所等と、人材の確保に向けた情報交換や連携を図ります。また、サービスの質的向上を図るために、サービス提供に関する評価・指導等に努めるとともに、勉強会や研修会等の開催に取り組みます。

5. 計画の進行管理

障害者総合支援法(第 88 条の 2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、本計画における成果目標及び活動指標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じます。

具体的には、障がい福祉の担当課で成果目標等の実績の把握及び実績に係る要因等について分析・評価を行い、その結果を庁内検討委員会に報告し再評価を受けます。また地域自立支援協議会ではその報告に基づき必要な意見・提言等を行います。さらに、協議会の意見・提言等を踏まえて計画の見直しや効果的な取組に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



宜野湾市第7期障がい福祉計画及び
宜野湾市第3期障がい児福祉計画

令和6年3月策定

発行：宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課
〒901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話：098-893-4411



沖縄県 宜野湾市